

琉球大学学術リポジトリ

冊封体制の解体と清末知識人の東アジア認識： 台湾・琉球・越南・朝鮮問題を通して

メタデータ	言語: 出版者: 西里喜行 公開日: 2007-12-27 キーワード (Ja): 冊封体制, 清国ジャーナリズム, 清国知識人, 台湾事件, 琉球問題, 越南問題, 朝鮮問題, 洋務派外交 キーワード (En): The framework of the Sinocentric World Order, The Chinese journalism in late Qing, The Chinese intellectuals in late Qing, The Taiwan Incident, The Ryukyu Incident, The Vietnam's problem, The Korea's problem, The Chinese diplomacy during Westernization Movement 作成者: 西里, 喜行, Nishizato, Kiko メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/2787

第二章 清末ジャーナリズムに於ける

対外関係記事・論説見出し及び概要

凡例

- 一、十九世紀の後半、とりわけ七〇／＼八〇年代の清国で発行された新聞・雑誌の内、ここでは主として「申報」「循環日報」「述報」「万国公報」「中西聞見録」「益聞録」を対象とした。
- 二、この時期の清国の対外関係のなかでも、ここでは主として東アジアの国際関係に関わる台湾問題・琉球問題・越南問題・朝鮮問題についての関連記事・論説を対象とした。
- 三、ニュース記事の見出しの上には○印を付し、論説及び解説記事の見出しの上には◎印を付した外、公文書・投稿論文・ルポルタージュ及び他の新聞雑誌から転載された論説や解説記事などの見出しの上には●印を付して区別した。
- 四、見出しの原文の後の（ ）内に読み下し文を挿入し、また（ ）内には記事・論説の内容の一部を読み下し文にして挿入した。見出しだけで内容を十分に推測できる場合には、（ ）内の読み下し文だけにとどめたものもある。
- 五、諸般の制約により、ここに採録することのできなかつた記事・論説の見出しについては、今後、補充を加えるつもりである。

I 清國ジャーナリズムに於る台湾事件関連記事・論説見出し一覧及び概要

「申報」の関連記事・論説見出し一覧及び概要

一八七二年五月四日（同治十一年三月二十七日）
 ○東洋和約条例（中華・日本兩國、向きに和好を敦くし、今、彼此共に和約を立つ）

一八七二年五月三十日（同治十一年四月二十四日）
 ●將軍文奏為琉球國夷人遭風到閩循例撫恤該夷伴有被台湾生番殺害現飭認真查弁摺（將軍文、琉球國の夷人風に遭いて間に到れば例に循いて撫恤したるも、該夷の伴に台湾生番の殺害を被るもの有れば、現に飭して認真に査弁せしむるを奏するの摺、四月初五日の京報）

一八七二年七月一日（同治十一年五月二十六日）
 ●南海奇事（琉球一島は東瀛に僻在し、向時、日本に臣服するも中國にも入貢す。現に閩くに、遭風の難船兩艘間に抵り、地方官の救護撫恤するを經たり。自ら台湾島に在りて生番に殺さると述べ、情形甚だ悲惨たり）

一八七二年十一月十五日（同治十一年十月十五日）
 ○琉球商人為台湾生番殺害（琉球商人、台湾生番に殺害さる）

一八七三年四月二日（同治十二年三月六日）
 ●訳東洋報論欽使來議台湾逞兇事（東洋報に、欽使來たりて台湾の兇を逞するを議せんとするの事を論ずるを訳す）

一八七三年四月三日（同治十二年三月七日）
 ○日本使臣到滬（日本使臣、滬上海に到る）

一八七三年四月五日（同治十二年三月九日）
◎ 辦東洋報論使臣來議台灣逞兇事へ嶺南蓮塘生稿（東洋報に、使臣来りて台湾の兇を逞するを議せんとするの事を論ずるを辦ず）

一八七三年四月八日（同治十二年三月十二日）

○ 東洋使臣遣員答拜道憲（東洋の使臣、員を遣わして道憲を答拜せしむ）
○ 東洋使臣將赴京都（東洋使臣、將に京都へ赴かんとす）

一八七三年四月九日（同治十二年三月十三日）

◎ 論台灣生番宜懲辦事（台灣の生番は宜しく懲辦すべきの事を論ず）
○ 日本使臣來中國理論台灣生番殺琉球人事（日本の使臣、中國へ來たりて台灣生番の琉球人を殺すの事を理論す）

一八七三年四月十五日（同治十二年三月十九日）

○ 東洋使臣到京（東洋使臣、京へ到る）
○ 日本新變軍政（日本、新たに軍政を變ず）

一八七三年五月六日（同治十二年四月十日）

◎ 琉球朝貢考へ選錄香港三月初六日華字日報（琉球一國は東瀛の海中に在りて幾んど黒子彈丸の若し。その國の民船風に遭い我朝に漂泊すれば、本より當に加うるに撫恤を以てすべし。何ぞ日本之が為に詞を置くを容さんや）

一八七三年五月八日（同治十二年四月十二日）

◎ 琉球風土へ選錄香港四月初二日華字日報（友琉球より返權してその國の風土・人情・民風・俗尚・物産・時序を述ぶるあり。頗る聴くに足る者あり）

一八七三年五月十日（同治十二年四月十四日）

○東洋和約已定（東洋Ⅱ日本との和約は已に定まる）

一八七三年七月二十三日（同治十二年六月二十九日）

○日本被風難民安挿事（日本の風を被るの難民、安挿せらるるの事）

一八七三年七月二十四日（同治十二年閏六月初一日）

◎東洋請討台湾生番論（東洋の台湾生番を討たんことを請うの論）

一八七三年七月二十六日（同治十二年閏六月初三日）

●海客偶談（西士曰く、本年の春の間、台湾生番の琉球難民を煮食するの一事は、未だ福建強臣の実に摠り入告して先に弁理を行うを聞かず、以て日本國人噴として煩言あるを致す）

一八七三年七月二十八日（同治十二年閏六月五日）

○東洋抗論琉球事（東洋、琉球の事を抗論す）

一八七三年七月二十九日（同治十二年閏六月六日）

○詳記日本難民受撫事（日本難民撫を受くるの事を詳記す）

一八七三年九月四日（同治十二年七月十三日）

○訳西報論粵東派兵船赴北事（西報に、粵東より兵船を派して北へ赴くの事を論ずるを訳す）

一八七三年十月十一日（同治十二年八月二十日）

○発兵赴台湾信息（兵を發して台湾へ赴くの情報）

一八七三年十一月十日（同治十二年九月二十一日）

●積擬征台湾生番論（忝生榮陽氏稿）（擬して台湾生番を征せんとするの論を訳す）

一八七三年十一月十一日（同治十二年九月二十二日）
○東洋征生番之議寢息（東洋の生番を征せんとするの議、寢息す）

一八七四年二月十四日（同治十二年十二月二十八日）

●訳西字日報所言東洋事（西字日報の言う所の東洋の事を訳す）（現在、上海の一切の東洋人は、伊の国中国と將さに戈を興さんとするの意ありと伝言するも、また未だその然る所以を明言せず）

一八七四年四月十四日（同治十三年二月二十八日）

○東洋來報（東洋朝廷、擬して即ちに戰艦二艘を派出するを行い、先に台湾へ赴かんとす）

一八七四年四月十六日（同治十三年三月初一日）

◎論台湾征番事（台湾にて番を征するの事を論ず）（東洋の台湾に駐兵するや、已に明徴あり、国事に尽心せんと望む所の者は、それ袖手遠觀して自ら伊の威を貽すべからざるなり）

一八七四年四月十七日（同治十三年三月二日）

◎再論東洋將征台湾事（東洋將に台湾を征せんとするの事を再論す）（それ台湾は中國の屬地なり、乃るに、東洋先に知会を行わずして遽に出師の令を下す、是れ既に列國相い交わるの誼なく、且つまた和好の心を失う）

一八七四年四月二十日（同治十三年三月初五日）

○摘録香港中外新聞（香港の中外新聞を摘録す）（日本國近ごろ兵を台湾に用いるの耗あり、或は謂う、日本國君のこの舉に於けるや、固よりその欲する所には非ざるあり、ただ國人の高麗に切齒するに逼られ、故に兵を台湾に移して難を捨て易を取るの計と為すのみと。）

一八七四年四月二十二日（同治十三年三月七日）

◎閱申報論台湾事（申報、台湾の事を論ずるを閱む）（それ台湾は我朝の版

興の地たり。：乃るに、今、東洋人輕重緩急を知らず、法度規矩を守らず、遽に師を興して征討し、以て仇に報い恨みを雪ぐの計と為す。

一八七四年四月二十三日（同治十三年三月八日）

◎再論東洋進征台湾略（東洋進みて台湾を征するの略を再論す）（それ初めに東洋をして自ら征罪を行わしむるは、その計已に左れり。然れども既に之を許したれば、また仍お宜しく持するに堅定を以てし、復た蚕食の図あらしめざるべし）

一八七四年五月一日（同治十三年三月十六日）

○台湾信息（東洋台湾を伐つの一、事、：香港より郵寄の日報に擲るに、則ち台湾の東南隅に在りて重兵を屯筭せんと計ると云う）

一八七四年五月二日（同治十三年三月十七日）

○長崎來信（計るに、台湾を伐つに用いる所の諸船は甚だ多し）

一八七四年五月七日（同治十三年三月二十二日）

◎訳長崎郵來日報論台湾事（長崎より郵來せる日報の台湾の事を論ずるを訳す）（近日出師して台湾へ往かんとするの各路の甲兵は、皆陸統として至る）

一八七四年五月八日（同治十三年三月二十三日）

○訳東洋中華兩國近事（東洋・中華兩國の近事を訳す）（横浜新報内にまた

陳べて云う。中朝興師の耗を悉るを得て、大いに憤怒を為し、事は藐視に

屬し疆界を侵さんと図ると以為う）

◎繙訳東洋横浜西字新報論東洋伐台湾事（東洋横浜の西字新報に、東洋の台湾を伐つその事仍お台湾を伐んと欲するも、ただ中國と交戦するを願わざるのみ）

一八七四年五月九日（同治十三年三月二十四日）

○長崎新聞（現に台湾に往くの兵船は、已に陸続として出海前往しつつあり）

○東洋回兵消息（東洋兵を回すの消息）（本邑駐紮の東洋領事、經に道憲に照会し、告ぐるに伊の國台湾生番を征伐するの一事は、已經に中止して行わざるを以てす）

●東洋人來信（寓上海東洋游民誌）（兵丁を遣動するに至っては、また是れ備あれば患なきの意なり。該生番果して能く情に順い理に達し、莠を化して良と為さば、實に天下各國の大幸なり。：豈に美事にあらずや）

●台湾土番考上へ選録循環日報

一八七四年五月九日（同治十三年三月二十四日）

◎論台湾事（台湾の事を論ず）（他國の大師を興し來たりて我が外藩を犯すを准すは、豈に明約を以て載記せざるの理あらんや。故に實を以て之を揣

衡すれば、大師もて台湾を征伐するの許は、子虚に屬するに係る。たとえ懲辦を行うを准すあるも、口頭の言語に屬するに係り、その議蓋し未だ成

約あらざるのみ）

○附述東洋事（東洋の事を附述す）（長崎停工の聞は、兵を収むると相い符

するに屬するに似たり。然れども兵を収めて何すれぞ仍お輪船を辦買して

以て載運に供するを行ふや）

一八七四年五月十二日（同治十三年三月二十七日）

○記東洋事（東洋の事を記す）（伝聞するに、東洋に駐紮するの英國欽差（

パークス）は已に電報を伝えて上海に來たらしめて云う。東洋はすでに令

を下して軍師をして暫く止め、即ちに生番と交鋒を行わざらしむ。然れども並えて遂に此の役を廃するの意には非ず、蓋し暫く緩らすに過ぎざるのみ）

●台湾土番考中へ選録循環日報

一八七四年五月十三日（同治十三年三月二十八日）

●論台湾生番亦有恭順可嘉事（海上寄鷗生稿）（台湾生番はまた恭順にして

嘉すべきの事あるを論ず（去年五月十五日、台湾の鳳山県の山後の生番地方に、日本人の船洋に在りて風に遭い撃砕さるるあり。いあわせの日、本国人四名、加那突地方へ逃入す。いあわせの土番の頭目陳安生往きて救い、伊の家に邀え入れて住宿せしめ、飯食を給予す）

●台湾土番考下へ選録循環日報

一八七四年五月十四日（同治十三年三月二十九日）
◎論東洋於高麗事（東洋の高麗におけるの事を論ず）（東洋はただ精兵厚辱するを懼る。生番と声勢を較量するを懼れず、ただ区々たる一小国と報讎雪辱するを懼る。これまた異とすべき者なり）

一八七四年五月十五日（同治十三年三月三十日）
○訳長崎新報述東洋雜事（長崎新報に、東洋の雜事を述べるを訳す）（八月初三日、東洋の内務大臣亞古坡萬昌火船に乗りて横浜より此に來たる。蓋し現に台湾を伐つの各師を統督するの元帥は亞古坡の故を以てなり）

一八七四年五月十六日（同治十三年四月初一日）
○東洋信息兵臨台湾（東洋の信息に、兵台湾に臨む）

一八七四年五月十九日（同治十三年四月四日）
◎記東洋仮道伐台湾事（東洋道を仮りて、台湾を伐つの事を記す）（望む所は東洋の一兵をして網を漏らしめず、天下の人をして皆手を額に加えて本朝の威を称慕して犯すべからずと為さしめ、已後、みな以て外侮を防備するの志あるを知らしめれば、豈に美ならずや）

一八七四年五月二十一日（同治十三年四月六日）
◎再論東洋伐台湾事（東洋台湾を伐つの事を再論す）（本國朝廷、皆未だこれを東洋に聞くを得ず。乃ち告ぐるに僅かに數員を派し探聞するの言を以

てするなり。その時則ち征謀早に局を定め、招兵また已に斉う。故に東洋の不信は此れを以て見るべし。

一八七四年五月二十二日（同治十三年四月七日）
○長崎消息雑述（兩隻、今晚・明晨相い繼いで海に放ちて以て台湾へ往く）

一八七四年五月二十三日（同治十三年四月八日）
○訳字林近報（字林近報を訳す）（東洋に旅居するの諸華人、今警信を得たれば出国するに如かず）

一八七四年五月二十五日（同治十三年四月十日）
○台湾近事（字林新報の伝に云う。東洋軍士、台湾に在りて上岸す。皆上岸屯兵の各事に協力し、趨往して協助せざるなしと云う）
：華人

一八七四年五月二十七日（同治十三年四月十二日）
●台湾番社風俗考一（選録循環日報）

一八七四年五月二十八日（同治十三年四月十三日）
◎聞沈欽使將往台湾論（沈欽使將に台湾へ往かんとするの論を聞く）

一八七四年五月二十九日（同治十三年四月十四日）
○西人郵寄台湾消息（西人、台湾の消息を郵寄す）（今、東洋の兵士已に台湾に在りて上岸す。その上る所の処はまた並えて生番の境界には非ず、中国封地の上にあるに係る）

一八七四年五月三十日（同治十三年四月十五日）

○東洋欽使到滬（東洋の欽使、滬に到る）

●台湾番社風俗考二（選録循環日報）
○西字日報雑述（今、東洋の兵すでに五千あり、皆台湾に在りて上岸す）

一八七四年六月二日（同治十三年四月十八日）
●台湾兵事已見公牘（台湾の兵事、已に公牘に見わる）

一八七四年六月三日（同治十三年四月十九日）
◎論東洋近日籌議情形（東洋近日の籌議の情形を論ず）（東洋台湾の生番を
征せんと起意してより今を歴る已に兩月あり、而して我朝並えて該国の舉
動を 知せず、全く西報の伝聞に頼る）

一八七四年六月四日（同治十三年四月二十日）

◎論西士述東洋事（西士東洋の事を述べるを論ず）（豈に一西人の一時の遊
歴・一己の耳目より、遽にその崖略を聞きてその詳細の情形を得べけんや。
：今、東洋、内怨に迫られるに因り、故に詭譎に渉る所以の計を起謀する
に逼られ、因りて兵を縦ちて以て我國の藩境を犯せり。）
○台湾兵事続聞（台湾に日本國の兵臨むあり、為に閩浙總督李制軍查詰す。
：此の案、すでに中國總理衙門王大臣、日本の外務省各大臣に移咨して查
辦せり）

一八七四年六月五日（同治十三年四月二十一日）

◎論東洋与生番交争大略（東洋の生番と交争するの大略を論ず）
○東洋租船（東洋近ごろ上海に在りて復た英船兩隻を租す）

一八七四年六月六日（同治十三年四月二十二日）

○簡放台湾欽差信息（台湾欽差を簡放するの信息）
○台湾近日交鋒情形（五六日の前、東師、兵一百五十人を發して山内に往き
偵探せしむ。既に走くこと較や遠くして、遇かに生番數人の手を振るを見
るに、召来せんと欲するの状の如し。東兵三人、召に應じて前む。相い距
つこと十五歩に及んで、番人忽ち銃を以て開撃し、彈に中り斃死するもの
一人、傷を受くる者一人）

一八七四年六月八日（同治十三年四月二十四日）

●東洋侵台湾中東先後来往各公牘（東洋台を侵し、中東先後に来往せる各公牘）

一八七四年六月九日（同治十三年四月二十五日）

●日本国簡放陸軍中将来華上諭（日本国の陸軍中將を簡放して華に来たらしむるの上諭）

○訳西字日報述台湾事（西字日報の台湾の事を述ぶるを訳す）（四月初八日、今早作戦し、生番の死者は十五、東兵の陣亡は六人なり。後、医院に詣り

又傷を被る者また十人内に一人あるを知る）

○潘欽使赴閩応方伯回蘇（潘欽使は閩に赴き、応方伯は蘇に回る）

一八七四年六月十日（同治十三年四月二十六日）

○統録香港日報記述東兵在台湾事（香港日報に東兵の台湾に在るの事を記述するを統録す）（四月八日記す。今日、中官上岸し、詣りて東洋の元帥に見ゆ。東帥、兵二百を派して迎え候ち、護送して轅門に至る）

○又雜録各事（また各事を雜録す）（西人台湾府より四月初十日において寄信するありて云う。東洋の備う所の美国大贊將の勒襄勒は尚お未だ台に至らず。：東洋人此の役において將に如何に大計を謀定せんとするやは、またただその来たるを俟ちて以て定奪すべし）

一八七四年六月十一日（同治十三年四月二十七日）

◎論李制軍籌議台湾近日情形（李制軍台湾の近日の情形を籌議するを論ず）

一八七四年六月十二日（同治十三年四月二十八日）

○牛腰輪船伝東京未接公文信息（牛腰輪船、東京は未だ公文に接せざるの信息を伝う）

○日本進攻生番確耗へ選録循環日報（日本の生番を進攻するの確耗）（四月初八日、日本提督西告、船に乗りて台に至る。その駕する所の者は、路

打火船なり。兵士一千三百人を統率す）

一八七四年六月十三日（同治十三年四月二十九日）

● 識林華書館東洋論（昨ごろ林華書館の新聞を讀むに、中華書館の東洋台湾を伐つ論を議す）
○ 東洋台湾を伐つ論一篇あり、その意は中国をして師を出して以て東洋を助けしめんと欲す。何すれぞその言の背謬かくの若くなるや
○ 中国発兵信息（中国兵を發するの信息）（此の節は伝聞より得る、尚お明文の見るを得るなれば、恐らくは未だ確實ならず）

一八七四年六月十五日（同治十三年五月二日）

◎ 論東洋在台湾構釁近略（東洋台湾に在りて釁を構えるの近略を論ず）
○ 洋既に片紙尺幅の文憑なし、又師を興すの先後において百端隱匿し、多方に詭譎して以て事を進行せしむ。東兵それ現在我が琅瑤の地に屯營するは、万国の例法に背違する、これより過ぎることあらず。隣國を欺侮し、天朝を蔑視する、未だこれより過ぎることあらず。

一八七四年六月十六日（同治十三年五月三日）

● 東洋咨回總理文書（東洋より總理に咨回するの文書）
○ 台湾近信（茲に汕頭よりの來信に接したるに云う。日人生番を口攻し、すでに疊次開仗し、各々殺傷あり、と）

一八七四年六月十八日（同治十三年五月五日）

◎ 東洋伐生番問談（東洋生番を伐つの間談）（日本に駐禁するの英欽差の名は巴革士、博學多才にして一世に稱せらる。而して東國朝廷と夙に深く契合す。故に現在生番を伐つ一段、伝うる者はまた巴革士の主使に出ずと謂う）

○ 美欽使查查撤台湾助戰人員（美欽使アメリカ大使、台湾にて戰を助くるの人員を查查撤す）
○ 台郡消息並正回文之誤（台郡の消息並びに回文の誤りを正す）

一八七四年六月十九日（同治十三年五月六日）

○日本復欲購置輪船（日本また輪船を購い置かんと欲す）

一八七四年六月二十日（同治十三年五月七日）

◎論東洋伐生番説（東洋生番を伐つの説を論ず）（亞細亞人克く欧州と勁敵と為らんと欲すれば、則ち亞細亞州の諸国に在りては方に宜しく共に輯睦を敦くし、氣求め声応じて静かに以て時を待つべし。乃るに、茲に反つて亞細亞の国をして聲を擧め成を興し、師を勞し餉を糜して戦争に出でしむ。豈に計これを得るや。噫、これ堂堂正正の辞を作すと雖も、誠にその言衷に由らざるを恐る）

○東國貨船（東國、船を賃る）

○兵船駐守台湾（兵船、台湾に駐守す）

○訳録福建日報信息（福建日報の情報を訳録す）（中国すでに礮局内の新簡の欽使を派し、台湾に前往せしめ、徑ちに日本營中に赴き、機を相て与に

大事を定めしむ）

○厦門論日兵近状（厦門、日兵の近状を論ず）（日本の兵士既に台湾に抵り、營を結びて居る。炎熱を患うに因りて病に染まる者多人なり。開仗の日より以て今にいたるまで、日本人の殞没する者、四五十人を下らずと云う）

一八七四年六月二十二日（同治十三年五月初九日）

○台湾近事（東洋は則ち一面台湾に伝令し、筋してその速やかに進攻するを又京師の欽使は軍を撤せんことを願請す。これ皆いわゆる緩兵の計にして我が臣民を愚弄するなり）

○西副水師由東旋津（西の副水師、東より津に旋る）（前に總理衙門曾て既に東洋外務衙門に移書するも、この書久しく覆耗なし。その第二函は海

関内の副水師の馬幹と名づくるものを派して東官に齎投するに係ると云う）

○華人欲購鉄甲船（華人、鉄甲船を購わんと欲す）

一八七四年六月二十三日（同治十三年五月十日）

◎論中国与日本形勢（中国与日本の形勢を論ず）（愚以為、その兵士を多

調するより、は、行伍内の最精壯の者を慎択するに如かず、と。蓋し戦事は一定の道あれば、倍の兵あるに非ずしては、断じて敵に克ち難く、その人を傷つくるや、必ず多し。

○台湾近信、福建より派する所の兵船は、皆埠に抵る。：あらゆる富戸の諸華人は、皆束装して、以て出島に備う。

○士多瓦鉄甲船式、東洋より先に台湾に赴く。の鉄甲船、その名は士多瓦と曰う。蓋し、美国より、購得たるものなり。

○津沽郵信、八字林新報に云う。：皇上、李爵相に、伝令し、迅かに麾下の南兵四萬を、將て台湾に、赴かしむ。

一八七四年六月二十五日、同治十三年五月十二日

○福建將設電報、福建將に電報を設けんとす。

○麥領事致書、辯前報間談、麥領事、書を致して、前報の間談を、辯ず、東洋生番を、伐つ、の間談の一節は、深く、悵悵たり。：叙する所の、當日、巴君、執わるるの故に、因り、東洋に、派往する、の緣由に、至っては、更に、荒謬たり。

○台湾島人、至香港、台湾島人、香港に至る。

一八七四年六月二十六日、同治十三年五月十三日

○西友談兵、西友、兵を談ず、外面に至っては、曾て、妄談あり。我國東人の出師の費を、陪補して、以て、それを、兵を、退かし、めんと、願うと、謂う。噫、此れ、何の言なるか、中国鉄甲船の故を、以て、隣邦の、暫く、侮る所と、為る。然れども、師費を、陪補する、の數を、以て、また、歐羅巴に、在りて、鉄甲船、及び、各精器を、辨買し、能わば、將に、一月の、内に、東兵、戈を、倒し、甲を、投げて、去り、東船、皆、これを、海底に、沈める、を見ん。

○東洋兵船、來滬、東洋の兵船、滬に、來る。

○日本船、停泊、失宜、日本船、停泊、して、宜を、失う、前ごろ、日本の、師船、厦門の、内河に、停泊、す。經に、道憲、查飭、して、退帰、せし、めたるに、転じて、悍然、不遜、たり。

●台湾番社風俗考、十一、選錄、循環、日報。

一 八七四年六月二十七日（同治十三年五月十四日）

● 八七四年六月二十七日、林報論台湾事（十三日）の字林報に台湾の事を論ずるを訳す（一）

竊に窺うに、中国朝廷の意見、分かれて両途と為るに似たり。一は則ち東

洋と交戦せんと願ひ、一は則ち和を議して以てそれをして撤兵せしめんと

欲す（一）

○ 東船来滬情形（東船の滬に来るの情形）（茲に船名日進は東洋の戦艦に係

るを悉る。現に台湾に駐るの陸軍中將の遣す所たり）

○ 統述東洋兵船来滬（東洋兵船の滬に来るを統述す）（按ずるに、此の船の

滬に来たるや、実に以てその意旨を窺ひ難し。西人は蓋し以て勢事を偵探

すと謂う）

一 八七四年六月二十九日（同治十三年五月十六日）

○ 八七四年六月二十九日、台湾に駐るの西友の書を訳録す（一）伝説すらく、東兵

共に三隊に分れ、計るに毎隊五百人にして路を分けて進み、その経る所の

村墟は尽く焚毀を行はせり）

○ 日本近信（一）昨ごろ上海租界内に相い伝うらく、東洋の朝廷令を下し、將に

勤兵十萬を整齊して以後の調遣に備えんとす、簡派の沈欽使すでに具奏し

て、欽使請戦（一）欽使と戦を請う（一）伝え得るに、先派の沈欽使すでに具奏し

然る後に始めて克く事に従うべしと謂う）

○ 上海無兵船赴台（一）上海より兵船の台に赴くなし）

○ 訳録東洋西字日報（一）東洋の西字日報を訳録す（一）福建の海口に、東洋の鉄甲船駐泊

して口を塞ぎ、中国の兵船をして進出せしめざるを知ると云う）

一 八七四年六月三十日（同治十三年五月十七日）

○ 日本出示諭民（一）日本、該地を出して民に諭す（一）東兵、現在琅瑤に在りて示

を懸けて民に諭し、該地を以て伊の國の属下の地と為す等の語あり）

○ 磨申幹兵船停泊福州（一）磨申幹兵船、福州に停泊す）

○ 訳録日本新報（一）日本の新報を訳録す（一）月の初より以来、すでに本兵兩路

を懸けて民に諭し、該地を以て伊の國の属下の地と為す等の語あり）

に分れて進攻し、初三日において生番の名たる革蘇竟乃より以て白党の地に至る一帯を將て尽く掃滅を行う。

○台湾友人郵伝「白党の地に至るにおよんで、則ち生番すでに尽く竄逃し、惟だ空村を見るのみ。東兵遂に房屋を將て焚毀し、且つ一小女子を獲たるに年約十一歳と云う」

○打狗地方信息「東兵」又熟番多人を使用して以て兵房を起蓋すと云う

○八七四年七月初二日「同治十三年五月十九日」現に故に暫く戦を息むると為し、重

○兵を琅璫の東に移駐す

○台郡風聞「通事和を議してより後、水師皆すでに撤回し、惟だ陸軍三四千

●人を留るのみにして、また並えて鉄甲船の台に在るなしと云う

●来稿「東洋杞憂生草」余の滬上に客たるや久し。貴館の申報を讀む毎に、

●これを稱して止まざるなり。然り而して我が東洋の征台の事を論ずるに至

●つては、何ぞ無稽の甚だしきや。豈に流言讒説を信じて和好を變じ、ま

●た前議の重事を廃せんや

○八七四年七月初三日「同治十三年五月二十日」

○台湾近勢「東人台湾に在るの勢いは是の如し。既にその地に拠るに、猶お中

●國と商議して約を立てんと欲すと稱す。それ何の約を立てんと欲するや。

●蓋し問わずして知るべし。所以に中国の民人此の事に念及し、義憤もて胸

●を塞がざるなく、將に一戦を圖らんとす。然れども兵は凶にして、戦は危な

●りとは古人の戒むる所なり。今の当事者は既に責言を加えずして、反つて

●視て綏図と為すも、是れ實に権りの道に従うなり

○八七四年七月初六日「同治十三年五月二十三日」

○横浜消息「西字報に云う。東洋の意、以為うに若し中国を挑動してそれを

○して迫られて交戦せしむるとせば、誠に計の之を得るには非ざるなり」と

○西字報「登総署移文」西字報、總署の移文を訳して登す

○東洋統帶奏請増兵「東洋の統帶、増兵を奏請す」

○台湾統信へ今悉るを得たるに、番衆村社を棄てて退きて山路の際に入る。凡そ要路におけるの樹木は、悉く斫倒し、以て進出を絶つ。

一八七四年七月七日（同治十三年五月二十四日）
◎東洋水師不敵中国へ東洋の水師は中国に敵わず、中国の水師は既に東洋より強ければ、便わち台湾・東洋の兩路の来往を隔断し、東兵の台に在るものをして孤立無援ならしむべし。我國の臣に深く望む所は、稍も相い譲らざることなり。東人既に大いに万国相い交わるの例を犯して、以て我國を欺きたれば、我國その罪を明正するに非ざれば、以て國体を尊び、威を後日に示すに足らざるなり。

○東洋水師各船へ共計するに、礮船四艘・礮船七艘、合せて共に十一艘。
○津沽來礮へ天津・大沽より礮來る。
○東洋水師各船へ共計するに、戰船四艘・礮船七艘、合せて共に十一艘。

一八七四年七月八日（同治十三年五月二十五日）
○東洋陸軍不足恃へ東洋の陸軍、待むに足らず、傳に拠るに、東洋の後装洋鎗の精兵は、通共萬二千人に過ぎず、その餘は皆旧制の兵のみ。

○東洋水師人數へ水師内の一切の總額は、一千二百五十人に過ぎざるなり。
○舟師稷令へ舟師令を稷令へ、香港日報に云う。福州官憲、命を礮船に傳え、台湾に赴きて事宜を稽察せしむ。乃るに、一管駕の者、煤炭已に罄き未だ、駛海する能わずと、声称するあり。

○東洋購備鐵甲船へ東洋、鐵甲船を購備う。

一八七四年七月九日（同治十三年五月二十六日）
○廈門近信へ東兵已に中国に風示し、中国その出師の費を償うに非ざれば、必ず撤兵回國する能わずと謂うと傳稱す。

●華官論台湾番社示へ華官の台湾番社に諭するの示。

一八七四年七月十日（同治十三年五月二十七日）
◎論台湾用兵へ台湾にて兵を用うるを論ず、日本の兵に至っては、稱して極精と為すと雖も、而れどもまた虚隙の処多し。是れ敵に当たたる者に在りて

○ 台湾近日消息へ選録五月十四日循環日報へ
は以てその敵に乘じてその勝を制するあるのみ。昔年の普法の戦は、是れ
その前鑒なり。

一八七四年七月十一日（同治十三年五月二十八日）
○ 東人在鎮江窺伺（東人、鎮江に在りて窺伺す）（鎮江の諸人の心内には、
早に惟だ台湾の一役あるのみ。所以に東洋人来るを見て、みな必ず此の役

と相い繋ると以為う）
● 台湾番社風俗考之三へ選録五月十六日循環日報へ
○ 塗人誕言（塗人、誕言す）（東洋人の台湾に在る者、中国に向いて銀十兆
を求めて始めて始めて肯えて撤兵帰国せんと欲すと謂う）

一八七四年七月十三日（同治十三年五月三十日）
○ 論日本侵犯台湾事（日本の台湾を侵犯するの事を論ず）（自今以往、開釐
・ 采煤・冶鉄・製造・鼓鑄と一切の格致有用の学の如きは、之に迫り

て以て効法せざる者なし。好んで新奇をもとむるには非らざるなり。海禁
一たび開かるや、此の如くせざれば以て敵国の外患を禦ぐに足らず。回
● 横浜報論台湾事（横浜報、台湾の事を論ず）（今、台湾の將士、多くは回
● 国を作さんとするの状あり、台湾の事を論ず）（今、台湾の將士、多くは回
○ 中国兵船之數（中国の輪船は共計三十餘号、大いに兵威を張る能わずと雖
も、また均しく用つて外侮を禦ぐべし。）

一八七四年七月十四日（同治十三年六月初一日）

○ 論電線（電線を論ず）（今や日本兵は台湾を犯す。幅員既に廣く、傳遞
常に艱たり。電線あるに非ざれば何ぞ能く速達せんや。故に台湾の事、日
本兵已に台湾に至る者多日にして、京師始めて知る。若し電線あれば何
ぞ滯滞此の如きに至らんや）
○ 飛雲船傳來消息（飛雲船、消息を傳來す）（東兵共に五千人、營を分ちて
島内に屯駐し、南境の諸処に在り）
○ 統述飛雲船傳來消息（飛雲船の傳來せる消息を統述す）（華兵は共に六千

○ 名あり、東兵と相い距つこと約そ僅か十餘里なり」
○ 購辦鉄甲船消息（鉄甲船を購辦すの消息）

一八七四年七月十七日（同治十三年六月四日）
○ 日本欽使回国（日本欽使、國に回る）

一八七四年七月十八日（同治十三年六月初五日）

○ 更正訛傳（訛傳を更正す）（天津の軍士調して台湾に赴くに至っては、また訛傳に係る）
○ 西人自打狗來函（西人の打狗よりの來函）（東人台湾の南境に屯營し險を扼し要に擬り、殊に頭に謀略あるを見る。華兵如し進攻せんと欲するも、恐らくはまた以て勝を制し難し）

一八七四年七月二十日（同治十三年六月初七日）

○ 東瀛雜聞（東洋朝廷、前に萬昌公司の既に船を雇いて台に往くを允して復た約に背くを控うるの事）

一八七四年七月二十一日（同治十三年六月初八日）

○ 東使入都（東使、都に入る）

一八七四年七月二十二日（同治十三年六月初九日）

○ 王中丞過滬（王中丞、凱奏、滬を過ぎる）（閩に赴き台湾の兵事を商辦すると云う）

● 台湾軍務實錄（本館、前に曾て友人を專派して台郡に赴きて各事を記録せしめ、茲に回信に接したるに云う）

○ 香港傳聞（広東の筆を操るの人、華官を論じて曰く、
は、何くの処に居るやを知らざるなり）
：宜なるかな、台湾

一八七四年七月二十三日（同治十三年六月初十日）

○ 訳各西報事（各西報の事を訳す）（台湾に中國兵船一隻あり、東洋兵船の

駁を被りて即沈し、中国船の一切の水師人は死を免るる者あること鮮し
と相い傳う)

一八七四年七月二十四日(同治十三年六月十一日)

◎説循環日報書後(循環日報を讀みて後に書す) (於戲! 今日中国は豈に是れ昔時の中国の猶からんや。昔時の中国、その患は僅かに西北に在りて東南は尚お晏然無事たり。今日海禁既に開かれ、復た昔日の僅かに海防すべきのみにはあらず。必ず当に以て守るべく、以て戦うべきの善策を籌り、而る後以て無事に相い安んずべし。否らざれば、目下の日本の故なきの侵犯の如き、必ず時に臨んで法を設くべきも、豈に晩からざらんや) 〇 訳香港西字報述(台湾の事を述ぶるを訳す) (東人琅璿に在り、久しく挙動なし、その情勢を揆るに、また甚だしくは妙計なきに似たり)

一八七四年七月二十五日(同治十三年六月十二日)

◎再書循環日報後(再び循環日報の後に書す) (夫れ時勢既に殊れば、自強の道を求むる能わずと雖も、必ず先に自立の法・自固の方を求むべし) 〇 台湾近事(打狗地方、現に仍お安堵すること平素の如し。則ち幾んど東兵の島内にあるを忘るなり。査するに、東人と華官、交も相い酌議するも、依然成論なきにいたる) 〇 杭州雜聞(数日の前、彗星夜見あるあり。近日竟に東洋生番を伐つの事を以て之に當て、三五聚りて談ずるは殊に笑うべきと為す) 〇 書中外新報論中国後(中外新報の中国を論ずるの後に書す)

一八七四年七月二十七日(同治十三年六月十四日)

◎論台湾事(台湾の事を論ず) (今や海禁既に開かる。中国断じて独立不償の勢いを成し難ければ、また將に万国公法に就きて以て事に従わざる能わず。庶わくば他人の侮る所と為らざるべし) 〇 述台湾近略(台湾の近略を述ぶ) (近来東兵と生番は安堵すること常の如

し。並えて接仗等の事なし。中国軍民を論ぜず、俱に東洋の當中に抵り遊歴すべし。並えて擱阻せず。

● 行師之道へ選録中外新聞へ師を行ふの道へ兵は百年戦わざるべきも、一日として備えなかるべからず。日本は一島国のみ。中国を以て之を視れば、曾てただに彈丸黒子のみならず。而して竟に詞を生番に藉り、妄りに聲を啓かんことを想う。愚以為、此の事、曲は日本に在りと雖も、然れども、彊臣の甫めて発るに於て、また萬開仗を擅行するの理なし。惜しむ所は、日本兵船の未だ台湾の界口に入るの前に已に照会あり。閩浙制軍乃ちこれより先にその入るを停止せず、遂に九重に飭を申ねたり。

一八七四年七月二十八日（同治十三年六月十五日）
◎ 論製造へ製造を論ずへ日本初め興師の挙あるや、急ぎ需むる所は兵を載せ糧を運ぶの輪船なり。故に西人に向いて鉅価を以て數艘を購買し、また賃船して以て不足の用を補わんと欲す。今日を以て之を論ずれば、中国の全く頼る所は、惟だ公家の各製造局を設立するのみ。

一八七四年七月二十九日（同治十三年六月十六日）
◎ 好戦必亡論へ戦を好めば必ず亡ぶの論へ夫れ日本の台湾を犯すや、その藉口する所は、戦を好めば必ず琉球の風に遭うの難民を惨殺するのみ。彼また琉球は彼の属国と雖もまた中国の藩服たるを知るか。然らば則ち今日日本の為に計れば、宜しく何の術を以て之に処すべきや。策の上なる者は秦穆の悔過を効して兵を収めて回國するに如かず。

一八七四年七月三十日（同治十三年六月十七日）
○ 訳録西報事へ西報の事を訳録すへ今、台湾の消息を得たるに、本月初四日旋風を作すの時、華船多隻已に沈溺を被るを知る。

一八七四年八月初三日（同治十三年六月二十一日）
◎ 勸罷兵説へ兵を罷めんことを勸むるの説へ兵費を賠償するの説に至つては、實に廉寡く恥鮮きの謀に屬し、更に無聊無頼の計に屬す。無論、中国

○は従わず
○台湾近事(台湾近事故の如し。惟だ日人漸漸多きを添え、並びに耕具の両船・馬鞍千餘副台に至るあり)

一八七四年八月四日(同治十三年六月二十二日)

●書申報日本侵犯台湾諸論後(識微子) (申報の日本台湾を侵犯するの諸論の後に書す) (申報の論列せる日本中国の台湾を侵犯するの一事を連閱するに、中国の為に代わりて不平の鳴を為すと雖も、実は日本の為に屢々自全の計を画す。その言は深切著明と謂うべし。若し日本果して能くその説に聽従し、その行を改悔すれば、ただに生番の小幸のみならず、実に日本の大幸たり)

○東洋欽使謁見李中堂(東洋欽使、李中堂に謁見す)
○購辦鉄甲戰艦(鉄甲戰艦を購辦す)

一八七四年八月六日(同治十三年六月二十四日)

○台湾事(台湾の事) (現在各処の傳うる所に掘れば、東人已に中国兵項を補給せんことを請い、然る後に師を撤し回國せんとす)
○雞籠風傳(該処風傳すらく、東洋の兵士多人、方に台湾島より本国へ調回せんとすと)

一八七四年八月七日(同治十三年六月二十五日)

○準備後戰(後戰を準備す) (字林西報また曰う、招商輪船局は命を奉じて各船を將て載兵の役を準備せんとすと)

一八七四年八月八日(同治十三年六月二十六日)

○李珍大被獲(李珍大||ルジャンドル、獲わる)
○訳録東洋西報(東洋の西報を訳録す) (中国近ごろ已に戰事を準備すと風聞す)

○東洋又買輪船(東洋また輪船を買う)
○台湾交戰請和之消息不相符(台湾の交戰・請和の消息は相い符せず)

○ 訊西字新報中述及台湾各節（西字新報中に台湾に述及するの各節を訊す）
一 天津已に精兵四萬を準備し、皆精猛の槍械にして、威、命を待ちて南動
せんと欲すと伝聞す

一 八七四年八月十日（同治十三年六月二十八日）

○ 論西報述日本近事（西報に日本の近事を述ぶるを論ず）（又伝言すらく、
日本遣使して北京に至らしめ、兵費を賄給するを須いず、惟だ中国之と
盟約し永く此の後東民の復た生番の惨待に遭わざるを保せんことを欲すと
転告せしむ云々と、果して是の事あれば、日本の君また尚お能く過を改む
と謂うべし）
○ 台湾相繫之事（台湾と相い繫るの事）（中国泰西に告貸すること及び東洋
將に撤兵を請わんとするの両端は、現に西報に於て尚お擲るべきあり）
○ 煤不出運（煤は出運せず）
○ 照会大日本國中將西郷（大日本國中將西郷に照会す）

一 八七四年八月十一日（同治十三年六月二十九日）

○ 西報論台湾事（西報、台湾の事を論ず）（西報、台湾の事において或は之
を謂うありて曰く、東人既に、中国は已に大いに戦事に備え多兵を調遣し
て台に至らしむるを聞くも、願うに、皆漠然として未だ之を知らざる者の
如し、蓋し：中国各処の精兵及び兵艦、悉く台湾に遣わさるるを俟ちて、然
る後、間に乘じて隙に抵り、中国の別埠を掩襲するの得と為すなり、と）
○ 医士充任東職（医士、東職に充任さる）
○ 日人聘請西士（日人、西士を聘請す）
○ 依敦船備載士兵（依敦船、士兵を載せるに備う）
○ 辦東國撤兵之訛（東國撤兵の訛を辦ず）
○ 協助軍餉（軍餉を協助す）
○ 鎮江泊有師船（鎮江に師船を泊有す）
○ 津兵赴台及各海口興築礮台消息（津兵の赴台及び各海口の礮台興築の消息）
○ 台湾番社考第十四（選錄香港六月初七日循環日報）

一 八七四年八月十二日（同治十三年七月初一日）
◎ 七 精練水師へ水師を精練せよ（夫れ東人の学習する者は、大抵また精熟た
るを称する能わず。然れども中国に在りては、固より当にその上に出るを
思ふべし）

○ 探聞東人挙動（東人の挙動を探聞す）
○ 節録寓台友人家函（台に寓する友人の家函を節録す）へ欽憲、台に到るの
後、三たび東將に見ゆるに、辞甚だ輯憚たり。惟だ命を奉じて来れば、須
く命を奉じて去るを得ると称す）

一 八七四年八月十三日（同治十三年七月初二日）

◎ 論日本近事（日本の近事を論ず）へ現に香港より伝聞すらく、日本は乃ち
西人を延借するの音あり、又外國に向いて鉄甲戰船を覓買するの耗あり、
上海に在りては又輪船を増買するの事を知る。事を探り情を度れば、日後
必ず將に大挙動あるを知るなり）

○ 台湾信息節略（中国より東洋出師の各費を賠償するに非ざれば、東人は決
して撤兵回固するを肯んぜずと相い傳う。而るに華官は惟だ一笑して之を
置く。且つ示すに英七月より始めと為し、百日内を限り、当即に撤兵するを以
てす。如し従わざれば戰あるのみ）

○ 東人欲戰之由（東人戰わんと欲するの由）
○ 建省議設電線（建省、電線を設けんことを議す）

○ 火船裝兵赴台（火船、兵を装して台に赴く）
○ 杭省雜聞（台郡の事にて、浙省兵二千を調すと聞く）

一 八七四年八月十四日（同治十三年七月初三日）

○ 東瀛戲子可疑（東瀛の戲子疑うべし）

一 八七四年八月十五日（同治十三年七月初四日）

○ 東人笑談（東人既に己が境を出づれば、豈に一旦に俗を易うる能わんや。
故に各武士は琅璠に在りて無事の時には毎に裸身にて行き、塵市の間を徘徊す）

○東營鞏固（東營は鞏固なり）
 ○鎮江來信（現在京口には共に中国火船五隻あり、北兵は仍お影響なし）
 ○調兵信（杭城の所有る楚軍一千名、奉調して台に往く）
 ○訊東洋本地報語（東洋の本地報の語を訊す）（中国欽使我に許すに五十萬兩を以てし、以て出師の費を賄し、仍お撤兵を請う。惟だ中将許す所の項は費やす所に數らず、且つ未だ君命を得ざるを以て、故に辞して敢えて擅に自ら請に従わず）

一八七四年八月十七日（同治十三年七月初六日）
 ◎書日本紳民公稟後（日本紳民の公稟の後に書す）（意うに、此の稟必ずや上に在る者の挑唆掩飾せるは、已に兩端の見るべきあり。一は中国將に兵を發して以て日本を伐たんす、蓋し民間の武勇忠義を動かさんと欲するなり。一は日兵甫め台湾より東回せんと欲するも、中国与に議明と欲せず、遂に兵を集めて以て之を逐わんと図る、と。蓋し以てその民の憤怒を激せんと欲するなり）

○東人雜聞四則（上海傳に曰く、東人此の埠に在りて西人に向いて議し、告貸せんと欲す）
 ○天津調兵信（茲に聞く、將に調せん、とする者は共に二萬なりと）
 ○訊錄東民上廷稟（東民の廷臣に上るの稟を記録す）

○日本調兵信（東人近ごろ一船を遣し台湾に往く。内に兵士千一百人を載す）

一八七四年八月十八日（同治十三年初七日）

○傳電募人（傳電して人を募る）
 ○封閉海口（海口を封閉せん、とす）（茲に上海の西人、或は預め慮りて相談此に及ぶ者あり、皆謂う、日本の兵船もし或は能く華船を制服すれば、日人勢い泊船をもつて長江口を坐守し、並びに吳淞口等の処を封閉せん、と）

○謀踞舟山（舟山に踞せんと謀る）
 ○訊李珍大在厦門領事処堂論訴辦情節（李珍大、厦門領事の処に在りて堂論

○ 訴辦するの情節を訊す
○ 東人信息（東洋新たに欽使俄古城を派す）

一 八七四年八月十九日（同治十三年七月初八日）

◎ 再書日本紳民公稟後（再び日本紳民の公稟の後に書す）（夫れ國は惟だ自立を貴ぶのみ。此の稟の言う所は頗る忠忱より出づるに似たり。義憤を激発しその君國に関切する者なり。然れども吾聞くに、日本平時にはその君臣上下の間、早に已に貌は合するも神は離る、と）

○ 東船至汕頭（東船汕頭に至る）
○ 台湾厦門設電線信（台湾厦門に電線を設けるの信）

○ 中国購買後開鎗（中国後開鎗を購買す）
○ 李珍大案不審（李珍大の案は審せず）

一 八七四年八月二十日（同治十三年七月初九日）

○ 日本使臣赴京都（日本使臣京都北京に赴く）
○ 日本運大礮至福州（日本大礮を運びて福州に至る）

○ 鎮江遣兵（鎮江より兵を遣わす）
○ 寧友伝言（寧友の伝言）（上憲已に令を下し、固く外敵を防がしむ。乃るに各官皆毫も意を置かず、今に迄るも尚お未だ一として手を動かすを見ず。認真忠國の臣と謂うべけんや）

○ 昨晚鎮江信（昨晚の鎮江の信）（各華船は皆已に兵勇を装載し、諸事齊備し、みな焦山の下に移泊す）

一 八七四年八月二十一日（同治十三年七月初十日）

○ 東洋一事擬請各國欽使公斷（東洋の一事、擬して各國の欽使の公斷を請わんとす）

○ 津沽來函（津門の諸民、紛として台湾の事を論ず）
○ 釈放李珍大之故（李珍大を釈放するの故）

○ 鎮江兵船出海赴閩（鎮江の兵船海に出で閩に赴く）
○ 東使赴京信息（東使京に赴くの情報）

一

○ 八七四年八月二十一日（同治十三年七月十一日）
 芻言ハ吾、日人の意中は究に生番を以て中国に隸すると為すか、抑も生番を以て中国の化外と為すかを知らず。もし生番を以て中国に隸するとは宜んか、越境して戈を称するは已に万国公法に違う。日本の方に在りては宜しく過を謝するに之れ違あらざるべきに、何ぞ敢えて兵餉を索賠するや、
 ○ 東人情事ハ国内には尚お多人承平を安享せんことを情願し、中国と兵を構うるを欲せざる者あり、
 ● 通聞館論鎮江遣発之兵（通聞館、鎮江遣発の兵を論ず）

一

○ 八七四年八月二十四日（同治十三年七月十三日）
 ● 論日本定議撤兵（日本定めし撤兵を論ず）（もし日本先に中国に明告して而る後に兵を用い、生番を誅戮して即ち退回すれば、豈に王者の堂堂正正の師に非ざらんや。尚お何人ありてその数端を疑いて以てその後を議せんや）
 ○ 長崎発旋風（長崎にて旋風発る）
 ○ 火船往鎮江（火船、鎮江に往く）
 ○ 粵逆首被獲情節（粵逆の首、獲わるの情節）（東人既に我國に於て軍旅の事あり、被獲情節、その粵匪の餘党と勾通するやも知るべからず）
 ○ 東使開船赴津（東使、開船して津に赴く）
 ○ 建台雜聞（福建の官憲、台湾の東兵と近ごろ已に議を罷む）

一

○ 八七四年八月二十五日（同治十三年七月十四日）
 ● 述日本近事（日本近事を述ぶ）（現在、各国人の上海に在る者、均しく日本又経に別の一策を出すと傳う。先に柳原使臣を派し京都の各官と事を議せしめ、もし不和あらば信に接するの時に即ち死手を突かに下すを行い、擬して中国の意外に出て、上海の製造局を攻毀せんとす、
 ○ 吳淞口移營（吳淞口に營を移す）（又伝聞すらく、蘇垣の調兵五百名滬に來たりて、同に吳淞口に赴き礮台を防守す、と）

一八七四年八月二十六日（同治十三年七月十五日）

○日本和戦尚無確耗（日本和戦は尚お確耗なし）
○或問（或いは問う。東人もし中国と接仗すれば、それ能く上海の地を犯すや、と。夫れ租界は既に西人の寄居と為りたれば、必ず視て局外の地と為す。）

○晚探消息（東人必ずや之に抗拒せん）
○人の謂うありて曰く、大事は已に妥議せり、と。の事を知るべしと云う。又西漢口来信（此の海浜靖んぜざるに当り、中原の夙將親ら雄師を統い日を指して東下す。殆どまた先声を以て人を奪うに足るか）

○八七四年八月二十七日（同治十三年七月十六日）
○勸諭中国水師（中国の水師に勸諭す）（数日の内、俄古坡、大久保公使南来すれば、定めし確耗あらん。もし天の福を邀えて兩國兵を息めれば、実に萬幸たり。少も変局あれば、国家人民の最先に頼る所は水師の員弁・兵勇に過ぎるなし。何ぞや、日本来たりて中国を犯すには、必ず海道より来ればなり）

○中東和戦之聞（柳原欽使は従員等と業に已に東装し、預め出京に備う。蓋し中朝と相い議して諧わざるの故なり。：兩國或は戦うか、或は和するか、要するにまた尚お定見なきのみ）

○当今堵禦之策（今の堵禦の策）（上海城を除くの外、又董家渡に在りては沙船・衛船多艘あり。もし戦例に照らせば皆之を海浜に沈むべし。蓋し呉淞は既に礮台の守るべきなければ、必ずや専ら海防の戦艦及び他の小兵船に待むのみなればなり。故に今の計を為すには、先に大沙船数隻を備え、之を呉淞口の窄浅の処に沈めて以て之を堵塞するに若かず）

○日本遊客来稿（日本の遊客より來るの稿）（試みに問う。日本生番と隙を避え、兵もて台湾に駐するは伊の朝夕には匪らず。中国各処に師を徴し節節に兵を設け、凡そ沿海の一帶に遇えば星羅碁布し、備防を嚴整せざるなし。日師は遠く台湾に在り、上海には多員あり、また何に従りてかその計を施さんや）

○突に死手を下さんと欲すると雖も、また何に従りてかその計を施さん

一八七四年八月二十八日（同治十三年七月十七日）
○提標右營水師礮船將往吳淞（提標右營水師の礮船、將に吳淞に赴かんとす）
○海鏡火船回空（海鏡火船、回るに空たり）

一八七四年八月二十九日（同治十三年七月十八日）

◎論購鉄甲船（鉄甲船を購うを論ず）（定造の一鉄甲船は至速なるのみならずも、また需むるに年月を以てして方めて以て成るべし。時たる既に久しく、費たる又巨たれば、現成の者を購うの易きと為すに如かず、並びに

○師字林報語（字林報の語を訳す）

○中国新購火船（中国、新たに火船を購う）

○師船器械整齊（師船の器械、整齊す）

○東洋戰和無信（東洋の戰和、信なし）

一八七四年八月三十一日（同治十三年七月二十日）

◎再復日本遊客書（再び日本の遊客に復するの書）（連日貴國の事を列陳し、加うるに議論を以てし、証するに古事を以てする、豈に他あらんや。貴國の君、聞見する所ありて、過を改め善に遷り、兵を休め民を息めんことを邀め、兩國の赤子をして鋒刃の禍に罹わしむるに至らざらんと欲するのみ）

一八七四年九月一日（同治十三年七月二十一日）

○香港來信（東兵近ごろ已に瓊璫を捨てて別に別所に屯兵す）
○中東情勢（現に東洋各所の來報に拠るに、東人の志は實に我國と相い戦うを欲せざるに似たり。体面を存せんと欲するに過ぎざれば、乃ち撤兵すべし）

○訳横浜報語（横浜の報の語を訳す）（横浜西報、大臣俄古坡の北京に出使するを論及して曰く、報の相い傳うるに、經に御命を奉じたれば、中国もし肯えて認めて、東洋の師を出し台に往くに於ては並えて理を越えるなしと曰わば、實に事處に得べき所に係る、と）

- 東国召募兵士（東国、兵士を召募す）
- 李珍大入都（李珍大、都に入る）
- 東人擬拯鉄甲船（東人、擬して鉄甲船を拯わんとす）

一八七四年九月二日（同治十三年七月二十二日）

- ◎兵論上（客の余に詢うて曰うあり。新兵は之旧兵と孰か優ると）
- 訳録香港報語（香港報の語を訳録す）（香港新報、英人の現に中憲の為に任用せられて以て兵事に供せらるるの非を論及するあり）

一八七四年九月三日（同治十三年七月二十三日）

- ◎兵論下（客曰く、旧兵の新兵に優るは、吾既に命を聞くを得たり、然れども近代の髮捻回苗の変は均しく新募の勇を以て漸次戡平する、何ぞや。余曰く、従来國家の外患を禦するは、實に内乱を治むるとは異なる。内乱は閩閩より起こり、多くは市井の無頼・耕種の愚民に係る。：敵國の外患に至っては然らず）

- 中國已購得鉄甲船（中國、已に鉄甲船を購得たり）
- 閩省水師擬仍請西人訓練（閩省の水師、擬して仍お西人の訓練を請わんとす）

○中東所議須遲日有信（中東の議する所は須らく遲日して信あるべし）

- 東国鉄甲船已浮至海面（東国の鉄甲船は已に浮かびて海面に至る）
- 訳長崎西報語（長崎の西報の語を訳す）（東人現在台湾に在りて房屋を建造し、既に堅にして大なり）

- 西憲評隣（東人久しく時日を延ばし中國の各文書に照復せざるは、以て大いに兩國相い交わるの常札を失うと為す）
- 載兵各船已回（兵を載せるの各船は已に回る）

一八七四年九月四日（同治十三年七月二十四日）

- 東船窺伺華兵（東船、華兵を窺伺す）

一八七四年九月五日（同治十三年七月二十五日）

◎論武員宜究習西国兵法（武員は宜しく西国の兵法を究め習うべきを論ず）
◎神戶新聞（華人の此の処に寄居する者、台湾の一役を以て甚だ憂慮と為す）
○東人買鉄甲船（東人の鉄甲船を買う）
○東国郵来消息（東国より郵来せるの消息）（大いに兵を備うるの意あり）

一八七四年九月七日（同治十三年七月二十九日）

◎交戦時宜預籌保護人名（交戦の時は宜しく預め籌りて人命を保護すべし）
○美欽使詳咨東使旧話（美欽使の東使に詳咨するの旧話）（本欽使、曾て瑣

意西馬副島に面晤したるに、伊陳べて曰く、両事もて中朝に問わんと欲する者あり。一、中国は生番を管轄するや否や、抑も竟に毫も干渉するなきか。一、中国の高麗とは如何なるやを問わんと欲す）

○東人赴長江各埠（東人の高麗とは如何なるやを問わんと欲す）
○東洋杞憂生述征番事弁謬へ言佃敬委夫稿（東洋杞憂生の征番を述ぶるの

事もて謬を弁ず）（生番は之中国の人たり、番社は之中国の土たり、總理衙門は並えて東人の往征するを允准するの明文なし）

一八七四年九月八日（同治十三年七月二十八日）

○字林述東使抵津（字林、東使の津に抵るを述ぶ）
○東洋兵輪由台到滬（東洋の兵輪、台より滬に到る）

○東使俄古坡到大沽（東使俄古坡、大沽に到る）
○頒令各口設防（各口に頒令して設防せしむ）

一八七四年九月九日（同治十三年七月二十九日）

◎論兵勇事（兵勇の事を論ず）（査するに、国の内変は毎に營内の兵勇に由り、或は遣散せる兵勇に由りて致す所の者なり）

○訳録通聞館述天津事（通聞館の天津の事を述ぶるを訳す）（東使柳原に論及して曰く、伊前に天津を過ぎるの時、居民不平の色あり、皆冷眼もて相

い観る）

○東船開駛近聞（東船の開駛するの近聞）
●接統弁謬杞憂生述征番稿（杞憂生の征番を述ぶるを弁謬するの稿を接統す）

〔杞憂生の措詞に至っては、尤も検を失うと為す。人を殺す者は牡丹社の兇
番にして他の番とは干わりなく、台民とは更に相い渉らず〕

一八七四年九月十日（同治十三年七月三十日）

○訳士林報述天津友人來函（士林報に天津の友人の來函を述ぶるを訳す）

現在、天津の諸人紛紛として台湾の事を以て相い論じ、俱に東洋此の役に

●おいて、その我が中国を欺くこと太だ甚だしと以為う

●總理衙門於英五月十一日致書東洋外務衙門訳稿（總理衙門、西曆五月十一

○日に於て、書を東洋外務衙門に致すの訳稿）

○鐵甲船商尚待華官駕回（鐵甲船商、尚お華官の駕回するを待つ）

●寧郡調兵赴防金鷄山（寧郡調兵して金鷄山に赴きて防がしむ）

●選錄多閩子寄華字報館書（多閩子の華字報館に寄るの書を選錄す）

●近ごろ台湾の消息を得たるに、日本人四名、その地の東辺の後山の岐菜港
地方に赴き、來歲の春において埠頭を築創し、招來して貿易せんと欲する
あり

一八七四年九月十一日（同治十三年八月初一日）

●中國當奮志振興（中國當に志を奮い振興すべし）

●人事又安んぞ古に泥みて變ぜざるべけんや。本館常に言う。中國は固より

●天地の間の一大邦なり、と。反るに驚を日本の一小島國に受くるに至り、

●その弁兵の境内に安駐するに任せ、今を歴る数月なるも、既に兵を興して

●驅逐せず、反つて与に退兵を商議し、愈々中國を占せしめ、軍政大いに他

●國に及ばざるの形を露わす

●東洋外務大臣得拉西馬於英五月□□日照復中國總理衙門（東洋外務大臣の

●得拉西馬寺島西曆五月□□日照復中國總理衙門に照復す）

●總理衙門於英六月初二日再復照會東洋外務大臣（總理衙門、西曆六月初二

●日、再び復た東洋外務大臣に照會す）

○召募勇丁（勇丁を召募す）

○丹國扣留定銀（丹國にデンマーク、定銀を扣留す）

○詳勘東洋復書（東洋の復書を詳勘す）

○（東洋の）贊相官は當時使を發し

て戒を示さんと欲すと説うに過ぎず、並えて兵を構えるの謀なし。而るに東洋の覆書は已に前議大抵是の如しと認定す。

一八七四年九月十二日（同治十三年八月初二日）

○天津来信論日本事（天津より来るの信、日本の事を論ず）（京都の官場の傳うる所に拠れば、議條經に已に酌定せり。その大概は、東洋の西東各報を閱したるに、東人また和を願請するに似たり）
●駁中国宜奮志振興論来書へ（統史樓主人）（中国宜しく志を奮いて振興すべきの論を駁す。非ざるの来書）（況や彼の来るや、外は名を生番に託し、我が國と難を為すには非ず。もし我先に兵を動かさば乃ち適々之に隙を授けるなきか。吾子中国の為に謀るも議論西法に偏重すれば、心志はまた西人に偏注するのみ。中国に忠なる者には非ざるなり）

一八七四年九月十四日（同治十三年八月初四日）

◎答統史樓主人書（統史樓主人に答えるの書）（敝館詳読すること再三、今の時勢とは尚お未だ十分符合せざるを覚ゆ。今は海禁一たび開かれ、外国均しく中国に至るの勢い、幾んど成周の春秋の時に等し。今、中国の外強隣は五霸より勝り、中国の柔弱は兩邦に儕し。安んぞ尽く仁義に待み富強を談ぜざるを得る者ならんや）
○東洋事未諧和（東洋の事、未だ諧和せず）
○俄古欽差上京（俄古欽差、上京す）
○中国戦兵船復往台湾（中国の兵を載せるの船、台湾に復往す）
●通関館論中東兩國之今勢（通関館、中東兩國の今勢を論ず）（近日、中国經に大いに兵事を準備す。然れば東洋侵犯の危は、また備えありて患なかるべきに似たり）

一八七四年九月十五日（同治十三年八月初五日）

◎統史樓主人再啓（統史樓主人、再び啓す）（望むらくは、中国必ずしも尽く己が法を棄てて西國を取らざらんことを）
○訳字林天津友人來函（字林天津の友人の來函を訳す）（東使俄古坡、七

- 月二十六日に於て、提督意他及び美国人李珍大および扈從の諸員と偕に小船十六隻に乗り、津を出て京に如く。
- 詳述中東情勢（中東情勢を詳述す）（「昨の字林報、中東兩國の事に論及して曰く、頃京都の消息を得たるに、中国と東洋相い議して変あり、その戦慮或は前日より大なり」と）
- 日本鉄甲船在燕台近事（日本の鉄甲船の燕台に在るの近事）
- 中国整飭边防（中国、边防を整飭す）
- 湘軍統赴鎮海（湘軍、統いて鎮海に赴く）
- 寧郡民情（寧波より来るの書に謂う。該処の民情、皆台湾の大局未だ定まらず、各海口みな調兵設防し紛紛として布置するを以て正に将来何の局面を變ずるやを知らず。以て訛言蜂起し、一日數驚するを致す）
- 寧波西友來書（寧波の西友より来るの書）（該埠の西人各所の風聞あるを聴きて、内心未だ懷慮を免れず、宜しく西官即ちに兵船一隻を派発し、以て保護の計を為すを行ふべし、と）
- 一八七四年九月十六日（同治十三年八月初六日）
- 論吳淞口海防近日情形（吳淞口の海防の近日の情形を論ず）（もし東事一時妥ならざれば、事に臨んで張皇せん。また料を選びて加工し万世の計と為す能わす）
- 東人窺探京師（東人、京師を窺探す）
- 詳究中東失議之由（中東の議を失うの由を詳究す）（それ中国の深く願う所は兵連禍結するを欲せず、而してまた望む所は、堂堂たる大國にして、一旦弱小の東洋に欺かれるを欲せず）
- 調兵赴吳淞防堵（調兵して吳淞に赴き防堵せしむ）
- 東人貧困（東人、貧にして困む）
- 一八七四年九月十七日（同治十三年八月初七日）
- 西友論中国積弊來函（西友の中国の積弊を論ずるの來函）（今即ち台湾の事を以て之を論ずれば、聞督他省の兵を調せんことを奏するも、数月尚お未だ到齊せず）

○録述東国近日情形（東国の近日の情形を録述す）（東国の近來の時勢は實に外強中乾にして、故に帑藏・餉は時に竭蹶を形す）

一八七四年九月十八日（同治十三年八月初八日）
○津沽消息（天津の諸人、仍お台湾の事を以て論じ、或は目に俄古坡の帶する所の扈從を見て、東洋の人を以て之を較ぶれば中国は則ち勝を取る何ぞ難からんと謂う）

一八七四年九月十九日（同治十三年八月初九日）

○賞船裝兵赴台（船を賃り兵を装し台に赴く）

○洋鎗隊統赴吳淞（洋鎗隊、統いて吳淞に赴く）

○法兵船抵寧（法の兵船、寧に抵る）（寧郡の民心、近ごろ台湾の事を以て深く恐惶たり、故に西人特に此の兵船を調して前來せしめ、以て租界を衛らしむ）

●閩督李奏知府等各員暫緩引見片（閩督李、知府等の各員は暫く引見を緩さんことを奏するの片）

一八七四年九月二十一日（同治十三年八月十一日）

●訳横浜西報論へ附識數語（横浜西報の論を訳す）（兩國現に均しく大いに戦事に備う、近勢を以て之を揆れば、惟だ一道以て戦を止むべきに似たり。その道とは維れ何ぞや、則ち東人議せずして撤兵することは是なり）

○東兵議往北京（東兵、議して北京に赴かんとす）
○東洋募勇（東洋、勇を募る）
○東人帑藏空乏（東人の帑藏は空乏たり）
○日本強詞（日本、詞を強む）
○杭城募勇（杭城、勇を募る）

一八七四年九月二十二日（同治十三年八月十二日）

●統録西友論中国積弊來函（西友の中国の積弊を論ずるの來函を統録す）（刻下台湾に事あるも、各海口晏然たり、事なくして少やも整頓を加えざる）

○ 者のごとし。故に吾が防守太だ疎なりと言う。○ 揣度中東局勢（中東の局勢を揣度す）（それこの急要の際に当り、中外の浮言毎に紛紛として一ならず、殊に採録に任ずる者をして、實に定議を持し難からしむ。然れども平心以て戦和の有無を度れば、兩國實に和し難き者あるに似たり）

○ 吳觀察自台湾回滬（吳觀察、台湾より滬に回る）
 ○ 東国尚存有帑銀（東国、尚お帑銀を存有す）
 ○ 昨晚新聞（昨晚の新聞）（東使俄古坡、經に崇地山侍郎と相い見ゆ。傳うる者、彼此各負氣不平の状ありと謂う。：戰事或は免れざるなり）
 ○ 京都伝言（昨又風傳らして得たるに、李伯相東洋の事を以て甚だ震怒を為し、輪船尚未租定（奏聞し親ら三軍を督いて東兵を驅逐し台境を出さんことを願う）

一 八七四年九月二十三日（同治十三年八月十三日）
 ● 接録西友論中国積弊來函（西友の中国の積弊を論ずるの來函を接録す）（今中国の時勢は無論中古に同じからず、また且つ大いに有明に異なる。総て昔日の法度を以て今時の政事を行わんと欲するも、能うや。能わず）

○ 津沽西友來信（津沽の西友の來信）（今天津より寄來せる西書を閱て、更に中朝総て未だ柳原欽使と負氣して商議を断絶するの事に及ばざるを知る）
 ○ 兵船聽候調遣（兵船は調遣せらるるを聴講す）
 ○ 辦火船出售（火船出售せらるるを辦ず）

一 八七四年九月二十四日（同治十三年八月十四日）
 ● 駁答統史樓主人書（毛穎生稿）（統史樓主人に答うるの書を駁す）（昨ごろ、貴報の統史樓主人に答うるの兩書を閱するに、秦西の兵船・糧砲の多

を誦張し、我が國家を詆りて周魯の末と為し、復た聖賢を引きて以て富強の証と為し、時務を識る者は始めて俊傑と為すと謂う。嗚呼、足下の言の如きは、何ぞ彌々理に近くして大いに真を乱すや。此の書を詳味するに、足下は、僞書を知らざる者には、非ざるなり。乃るに、悍然として顧みず、明目張胆して曰う。せざる者には、非ざるなり。乃るに、悍然として顧みず、明目張胆して曰う。

鄭の莊伯爵は乃ち周王を射り、小邾は附庸にして常に魯境を犯す、と。然らば庚申の天津を犯し海淀を焚く、足下は以て当然と為すか。今茲に軼も台郡に入ると、何以下はまた日本を以て先に然るべき者と為すか。もし以て当ありと言ふか。それを通商は信義を以て先と為す。上年和を約し今年禍を構うる、泰西諸国は以て然りと為さず。寧波前に謠言ありて已に半月に及ぶ、然れども亦因なきには非らず。

○ 寧友來函へ寧友よりの來函へ「寧波前に謠言ありて已に半月に及ぶ、然れども亦因なきには非らず」

○ 閩督將移駐厦門へ閩督、將に厦門に移駐せんとす

○ 高麗國人自東洋來函へ高麗國人の東洋よりの來函へ「前に敝國聞くなり、日本は生番の琉球人を殺害するを仮りて詞と為し、苦苦として麗如銀号より英銀六十萬を借り、師を興して生番を攻伐する、と。敝國の君民皆欣欣然として相い告げて曰う。日本の無礼妄行は此れ乃ち天その魄を奪うなり、と」

一

○ 八七四年九月二十五日（同治十三年八月十五日）

○ 答毛穎生書へ毛穎生に答うるの書へ「來函の首に、貴むるに我が國家を誑りて周魯と為す等の語を以てす。予豈に周魯を知らざる者ならんや。周魯の開國するや、徳を積み仁を累ねたり。その國を享くるや長久にして、古

○ 今及ぶなし。その君に賢聖の君多く、暴虐する所は惟だ幽厲のみ

○ 京都天津傳聞東事未確へ京都・天津より東事は未だ確かならずと伝聞す

○ 接統高麗人自東洋來函へ高麗人の東洋よりの來函を接統すへ「尤も駭くべき者あり。日本の倭文新報、中国の欽使は日本の退兵を求めて已にその軍

○ 需の英洋五十萬枚を償うを許すと刊布し、人をして認異せしむ。余乃ち海外の陪臣なるも、一たび此の言を聞き、髮豎ち皆裂けんとす」

一

○ 八七四年九月二十六日（同治十三年八月十六日）

○ 京都中東議局之傳へ京都の中東局を議するの傳へ「俄古坡並えて請觀の説なし。特、現在平心に恭親王と台湾の事を商議しつつあり」

一八七四年九月二十八日（同治十三年八月十八日）
○浙江劉觀察奉調赴台（浙江の劉觀察、奉調して台に赴く）

一八七四年九月二十九日（同治十三年八月十九日）
○東使在京議局未定（東使京に在りて局を議するも未だ定まらず）
○兵赴舟山等処（兵、舟山等の処へ赴く）

一八七四年九月三十日（同治十三年八月二十日）
○和音已至（和音、已に至る）

一八七四年十月一日（同治十三年八月二十一日）
○中東近信（本館昨ごろ錄せる和音の一事に至っては、今聞くに、西人また北京よりの來書を得たるあり、説う所は大略相い同じ）
○西報述東洋病兵（西報、東洋の病兵を述ぶ）

一八七四年十月二日（同治十三年八月二十二日）
○述俄古坡不見爵相之由（俄古坡の爵相に見えざるの由を述ぶ）

○華商採辦各貨（華商、各貨を採辦す）

○忌連佳船已出口（忌連佳船、已に出口す）

○台湾到兵（台湾に兵到る）

○商請英國水師官來華（英國の水師官の來華を商請す）

○粵官與西人租火船（粵官、西人より火船を租る）

一八七四年十月三日（同治十三年八月二十三日）

○狂談（嶺南德慶庚子生來稿）（目下の情形、懦者は和せんと欲し、強者は戰を議す、必ずしも能く戰いて而る後和と守を議すべきを知らず）
○訳横浜長崎各西報（横浜・長崎の各西報を訳す）（現在の中東の局面を視るに、恐らくは兩國終に交戦を免れ難し）

一八七四年十月五日（同治十三年八月二十五日）

●書申報述俄古坡不見爵相之由後へ千古傷心人稿へ申報に俄古坡の爵相に見えざるの由を述ぶの後に書すへそれ敵人は何を以てか敢えて生心せざるや。蓋し二道あり。一は之を敬服し、一は之を忌憚するなり。爵相の若き者は豈に及び易からんや。豈に得易すからんや。彼のその道に反して以て事を行はざるは、また以て廢然として返るべし。彼に至るも尚お未だ交戦せず。如し東軍再び旋帰せざれば、九月の間、必ず当に開仗すべし。

○鎮江第二起調兵船已出海へ鎮江の第三起調兵船、已に海に出づ。

○鎮江第三起調兵船已出海へ鎮江の第三起調兵船、已に海に出づ。

一八七四年十月六日へ同治十三年八月二十六日へ

○京都消息へ西人の傳うる所に、西使に告げて知悉せしめず。且つ西国公使如何に商議するやの事を以て各西使に告げて知悉せしめず。且つ西国公使また書を上海に致す者ありて謂いて曰く、この事向來實に確固なしと云う。

●預籌保衛在日本之商民へ客間蓮塘生氏稿へ預め日本に在るの商民を保衛せんことを籌れ。

一八七四年十月七日へ同治十三年八月二十七日へ

○東洋水師提督到着燕台へ東洋の水師提督、燕台に到る。

○中東兩國之事へ西人、中東兩國の大局を論じ、相い謂いて曰く、兩國皆惟だ和之れ是なるの言のみにして、措置挙動は日に防ぎて和せず。と。和を是とするの一言は、それ乃ち信と為すに難きことなからんや。

○東人有鉄甲船到へ東人、鉄甲船の到るあり。

○招商局船往鎮江載兵へ招商局船、將に鎮江に往きて兵を載せんとす。

○東國陰謀へ東國の陰謀へ中兵の台、澎に盛集するは、是れ正に我が國の願う所なり。蓋し戦誓一たび聞けば、我が兵は便ち数を悉して舟に登り、船を以て自衛してその餉道を断つべし。我が兵は便ち数を悉して舟に登り、津沽來函へ東使俄古坡の總理衙門と酌商するの事、外人竟に毫も聞知するなし。

一八七四年十月八日（同治十三年八月二十八日）
 ●○八輪船統赴鎮江載兵（同治十三年八月二十八日）
 ○東六省海口一帶重宜團防說（客間蓮塘生氏稿）（東南六省の海口一帶は重かに宜しく團防すべきの説）（彼の深く國恩を受くる者、若し肯て天良を激発すれば、断じて國体を失うことあるに至らず、もし甘心して容忍するを願わば、将来又また事多からん。悲しまざるべけんや）

一八七四年十月九日（同治十三年八月二十九日）
 ●論台湾調集重兵來書（割厘子稿）（台湾に重兵を調集するを論ずるの來書）
 ○一台湾は固より宜しく扼守すべきも、必ずしも此の如きの重兵を用いざるべし。而して海疆は尤も宜しく屯戍すべければ、必ず當に各処の辺疆を固くすべし。し。而してその至要なる者は尤も水師を練し戰艦を制するの兩端に在り）
 ○京都消息（東使の志は賠項を請問するに在り）

一八七四年十月十日（同治十三年九月初一日）
 ●答割厘子書（割厘子に答うるの書）（台湾の中國に在るや重地たりと雖も海外孤懸の一郡に過ぎざるのみ。その地富庶と雖も要するに中國精華の地には非ざるなり。各省の海口に至っては、近ごろ皆繁華富厚にして、大いに凶るべきあり。故に稍や識見ある者は、皆日本の志は沿海の陸地に在りて、区々たる台湾には在らずと決するなり）
 ○西友天津來信（西友の天津より來信）（中東の事、經に東使の總理衙門と會議すること数次、各賠項の一端に議及せんと欲するも、彼此皆先に為に齒を啓かんと欲せざるをいかんせん。所以に延緩して今に至るも尚お道破せず）
 ○沈道憲奉委總辦營務處（沈道憲、奉委せられて營務處を總辦す）

一八七四年十月十二日（同治十三年九月初三日）
 ●勸辦鉄甲戰船說（鉄甲戰船を辦ずるを勸むの説）（粵に紳の某なる者あり。見：滬上その諸人に詢うて曰く、倭寇を恐る。凡そ紳富の卓識を具え遠慮ある者

は、業に已に会商して資を聚め、各憲に稟知して、外国に向い、鉄甲戦船を
 購買して以て朝廷に報効し、閩閩を保護するの具と為さんと欲し、官の籌款
 を為すを須たず、民自ら貨を捐せんことを情願す等の語あり。嗚呼、粵都
 の人士、真に既に能く國に報い、また善く家を保つ者と謂うべし。〇
 京都消息、東使俄古坡、現在尚お總理衙門と大局を商議す。今に至るまで
 傍觀の一人な確聞なしと雖も、また外面の風傳ありて曰く、目下議する所
 は僅かに一条に止まるのみ。蓋し台湾の番地は果して中國の版図の内在
 りや否やを争論すればなり。〇
 衡量中東目下之景況、中東の目下の景況を衡量す。〇本館前に述べる所の
 中東和音の一篇は、乃ち西人の處より郵來する者なり。西人の傳うる所の者
 を以て之を揆れば、該和音の言、之を述べること甚だしきに過ぎると為すに似
 たり。然れども、西人の自認する所に抛れば、先在京都の議甚だ秘たり。理を以
 て之を論ずれば、華官の預め大局を知りて先に准信を得る所の各聞を衡量すれば、
 より詳かにすべからざるや。本館、今各處より得る所の各聞を衡量すれば、
 和議已に八九分は成るべきありと云う。〇
 杭城近聞雜録、愚民細底を知らず、屢々謠言ありて人心惶恐す。〇
 一八七四年十月十三日、同治十三年九月初四日、
 〇東洋西字報、横浜に西字新報あり、先に天津情報を登録して云う。和局已
 に成る、疆場の危事は必ずや免るべし、と。〇
 〇天津消息、文中堂、前に病を患うと雖も、仍お總理衙門に在りて事を視る。〇
 〇中国礮船被失、中国礮船、失を被る。〇
 〇台湾風景、倭寇の垂涎するや。〇
 〇台湾營務處來稿、台湾の地土は膏腴たり。〇宜

一八七四年十月十四日、同治十三年九月初五日、
 〇閩督移節厦門、閩督、厦門に移節す。〇

一八七四年十月十五日、同治十三年九月初六日、

○京都近無確耗（京都は近ごろ確耗なし）

一 八七四年十月十六日（同治十三年九月初七日）

○八七四年十月十六日（同治十三年九月初七日）

○台に赴きて中官と拜謁の礼を修む。中官の道憲より以下、接晤する者また多員あり。

○安瀾礮船失事（安瀾礮船、事を失う）

一 八七四年十月十七日（同治十三年九月初八日）

○天津友人來函（天津の友人よりの來函）（台疆の事、中東の臣工究に如何に商議するやは、天津の友人よりの來函）（台疆の事、中東の臣工究に如何に商議するやは、天津の友人よりの來函）（台疆の事、中東の臣工究に如何に商議するやは、天津の友人よりの來函）

一 八七四年十月十九日（同治十三年九月初十日）

○八七四年十月十九日（同治十三年九月初十日）

○言もて之を論ず。然れども戲言は之れ莊語の是と為すに如かず。その論、

○本館を責めて謂う。但、中国に鉄船を購買するを勧めて中国自ら製造を行

○うを勧めず、と謂う。然れども戲言は之れ莊語の是と為すに如かず。その論、

○勧めれば、尚お西人の為に利を牟ると謂うべし。砲台を築き旧船を沈める

○を勧めれば、尚お西人の為に利を牟ると謂うべし。砲台を築き旧船を沈める

○中東定局之事、宜に中東局を定め、西人の為に利を牟ると謂うべし。砲台を築き旧船を沈める

○に論及して謂いて曰く、西人の為に利を牟ると謂うべし。砲台を築き旧船を沈める

○を為すも、並らんとし、一旦の不慎、兵禍を罹るを致すは、深く

○の報の詞、居心突に任和に在りて、その論また尚お全く道理なきには非ず

○天津中東大局の消息は、天津より相對せざるあり、已に兩辺怒を發し商する所

○の各事を断絶せり、
東国籌捐（東国、捐を籌る）
内に東人戦費に計及するの一事あり、長崎より郵来するの西字報を得たるに、
大志以て籌り及ぶなきには非ざるを見る。故に国内の爵位を有する所の各
員は、近ごろ皆互相に邀集して会を為し、大局の事宜を將つて妥よく籌画
を為さんと欲す。

一八七四年十月二十日（同治十三年九月十一日）
○中東會議（昨、字林西報の刊列する所の中東商議の大局を関るに、その辞

○福州載兵船昨登の報語と大略相い同じ）
○福州載兵船已回申（福州の載兵船、已に申に回る）
○天津西友信（天津の西友の信を訳す）（日人前天に於て、載兵の火船大

沽口外に到るあり）

一八七四年十月二十一日（同治十三年九月十二日）

●勸中東息兵論へ局外人稿へ（中東に兵を息めるを勸むるの論）（愚意を以
て之を度れば、その兵端一たび開かるや、将来費を糜すこと恐らくは賠
費に十百倍を倍徒する者に止まらざらんよりは、彼此相い譲りて仍つて和好
に帰するは曷若ん）
○各兵統遣赴台（各兵統いて遣わされて台に赴く）
○西人伝言（西人の伝言）（東人已にその欲する所を遂げるも、特、中人は
国体上において從允し難しと為すのみ）

一八七四年十月二十二日（同治十三年九月十三日）

○書局外人勸中東息兵論後（局外人の中東に兵を息めるを勸むるの論の後）
書す（友人の館に來たりて下問して曰うあり。貴館前に日本台湾を侵犯
するの事を論じ、多くは中國を是とし日本を非とす。貴館の言、是なれ
ば、局外人の言は非なり。局外人の言、是なれば、貴館の言は非なり、
と。余之に應えて曰く、皆是なり、請うらくは子の為にその説を詳畢せん、

○ ○ 訳述大雅船失事情形（大雅船の事を失うの情形を訳述す）
安平西人来信（安平の西人よりの来信）（琅璫に駐禁するの東兵、現に已
に一要隘を扼守し十分に鞏固たり。第、東兵營に在るの時、熱症を患い
死亡する者、業に已に多人）

一

○ 八七四年十月二十三日（同治十三年九月十四日）
○ 訳福州新報（福州新報を訳す）（近日上海より運び来れる各洋礮は、今製

局の後の山頂に安置し、以て防禦の計を為すと云う）

○ 日本載病兵回国（日本、病兵を載せて回国す）
○ 東爵臣俱有和意（東の爵臣、俱に和意あり）

一

○ 八七四年十月二十四日（同治十三年九月十五日）
○ 中東大局之勢（中東の大局の勢）（該処天津に湾泊するの東洋の兵船は

已に俄古坡の津に回り返るを準備するに似たり。李伯相は事諧わざる

を見て、即ち在りて免るべからざるに似たり）
○ 訳述天津近聞（天津の近聞を訳述す）（日官都より津に来たる者あり、因

りて詣りて問うに、天津の近聞を訳述す）（日官都より津に来たる者あり、因

答えて曰く、大に約再た一札拜を待たん。十一日に至るを俟てば、當に必ず津

に到るべし、と）
○ 西報述東国情形（西報、東国の情形を述ぶ）（横浜の西字報、首に之を論

じて曰う。内地より来る所の各消息を觀て知りたるに、東国の民人、各々

義憤を懐き、俱に華人台事に於て、実に理に當たらざると稱し、所以に忠愛の

心もて各民人大いに激発を為し、死を王事に効して敢えて國体を損わざら

んことを願う）
○ 訳録西報後附識（西報を訳録するの後に附して識す）（本館また中国の各

官員、心を留めて此の篇を詳閲し、而してまた東人に効法して以てその公

に於て私を忘れるの意を激動せしめんことを願う。我が大國既に克く是の

○ 日本廷臣宣諭（日本廷臣、宣諭す）（その宣諭する所は、首に東人の台に

○ 赴くの縁起：を將つて詳細に布告す。○ 訳日本各近聞（日本各近聞を訳す）（東洋新報台に在るの兵士に論及するあり。國家に擲るに、病没者は並えて多からずと云う）

一八七四年十月二十六日（同治十三年九月十七日）
○ 書申報論中東各事後（申報に中東の各事を論ずるの後に書す）（連日屢々

貴報を閱し、日本の君臣均しく兵を罷めんと欲するを知る。然れども西人の伝來せる都津各処の信には、中国主戦の意あるに似たりて、而もまた尚お確耗なし。惟だ日使現に未だ都を出でざれば、或は尚お戦事を免るべき者に似たり。此の舉、關係實に重ければ、萬に彼此均しく負氣するなからんことを望む）

○ 中東現与西国所商之事（中東現に西国と商する所の事）（中東兩國の通商の各碼頭は概ね均しく視て局外の地と為さんと欲し、加うるに攻擾を以てするを得ずと云う）

○ 日官請保衛東商（日官、東商を保衛せんことを請う）
○ 上海鉄価頓昂（上海の鉄価、頓に昂し）
○ 西人間評（西人、間評す）（今、中東の戦うと否とは我が國の通商の務と固より大いに相い維繫す。而るに中東何すれぞ独り自ら万国規制の外に置き、竟に議する所を以て枢機を略せざるや）

○ 台湾近聞（日將の台に在る者、前に曾て回朝して統いて師を濟けんことを請うの舉あり。病兵の撤退甚だ多く、台湾に在るの兵力は未だ太だ単なるを免れざるに困るなり）

● 生番歌（客閩蓮塘生述）（風藤纏掛す、傀儡山。山前山後、陰にして且つ寒し）
● 熟番歌（人、生番を畏る、猛きこと虎の如しと。人、熟番を欺く、賤しきこと土の如しと）

一八七四年十月二十七日（同治十三年九月十八日）
○ 西国軍械來華（西国の軍械、華に來る）

一八七四年十月二十八日（同治十三年九月十九日）
○中東尚無確信（中東、尚お確信なし）

一八七四年十月二十九日（同治十三年九月二十日）
○東國購買火船（東國、火船を購買す）

一八七四年十月三十日（同治十三年九月二十一日）

○訊録厦門設電線情形（厦門に電線を設けるの情形を訊録す）（福州より厦門に至る電線を創設するの役、前に曾て官憲主持するに係るを聞く。：乃るに今西字報を閲するに、此の工現に已に暫く停むと称す）
○中東大局（中東の大局）（俄欽使既に出京するの信なければ、前の所謂怒りて商議を絶つとは、当に已に挽回して復た相い商するの行を為すに似たり）
○厦門電線遺累（厦門の電線、累を遺す）

一八七四年十月三十一日（同治十三年九月二十二日）

●論電線へ西人来稿（電線を論ず）（茲に通商新報の言う所に拠れば、俄人前にまた之を設けんことを請うも、総理衙門は中國向に此の事なきに因り、力めてその請を卻く。刻に、日本台を犯すに、閩浙督憲の軍報遅延するに因り、故に丹國の間に在るの電線公司を延きて電線を省會に設立し、以て軍情を速悉するに便ならしむ。用兵の先務を知ると謂うべし。乃るに、また俄人復た前説を理むに因り、総理衙門遂に此の事を停止せしむ。惜しいかな）
○揣察局勢（局勢を揣察す）（中東の和を議するは尚お望むべきことあるに似たり）
○長崎雜聞（選錄華九月十四日西字報）（東洋兵船の長崎に灣泊する者、現に共に四艘。：現在、東國家強いて新兵を募り已に二萬人を得る）
○東人又欲購鉄甲船（東人、また鉄甲船を購わんと欲す）
○中東消息（中東の局、初九日に於て之を揆るに、勢い甚だ岌岌たり、正に變じて戦に出るの事を恐る）

○天津信息ハ現に十一日に於て京都の信を得て知りたるに、俄公使、商議の各事未だ全妥に臻らざるに因りて尚お須らく出京を緩緩すべし

一八七四年十一月二日(同治十三年九月二十四日)

○中東大局喜聞(中東の大局、喜聞す)(中東の大局は業に已に商結せり)

一八七四年十一月三日(同治十三年九月二十五日)

○中東大局ハ所謂る大局諧和するに至つては、此の善音ありと雖も、また仍おその確拠なし云々

○上海議購鉄公鉄甲船事(上海、鉄公鉄甲船を購うの事を議す)

一八七四年十一月四日(同治十三年九月二十四日)

◎論中東伝聞異辭(中東の伝聞の異辭を論ず)(東使もし果して已に和を説うなれば、未だ稍も津門に逗留を為して以て李伯相と互相に慶幸の札を行わざることあらざるべし。茲に此の數端に於て未だ道及するを見ざれば、

和音は信じ難きに似たり

○鉄甲船宜即行購辦(鉄甲船は宜しく即ちに購辦を行うべし)

○訳録字林天津十八日友人來信(字林の天津よりの十八日の友人の來信を訳録す)(東洋の欽使俄古坡及び公使柳原および各隨員は皆昨(十七)日の

早晨にみな束装して京を出づ

○通聞館前報述中東事宜(通聞館、前に報じて中東の事宜を述ぶ)(東洋の

欽差、京都に在りて經にその旗を下し、公使と隨員はまた經に出京したれ

ば、台湾の一事は未だ定議して解和する能わずという

○訳字林報論中東大局(字林報に中東の大局を論ずるを訳す)(本館、各信

を総觀するに、實に以てその戰たるか和たるかを決し難し)

一八七四年十一月五日(同治十三年九月二十七日)

○中東和局新聞(中東の和局の新聞)(本館、昨ごろ上海觀察の署内に傳述するの信を聞くに、昨日已に文檄あるを得ると謂いて云う。台湾の事、已

經に議定し諧和せり、

一八七四年十一月六日（同治十三年九月二十八日）
 ○中東即有確耗（中東は即ち確耗あるべし）（今日、大沽より輪船既に来たれば、
 ○上海擬購鉄甲船籌議情形（上海の擬して鉄甲船を購わんとしして籌議するの
 情形）

一八七四年十一月七日（同治十三年九月二十九日）
 ◎籌弁鉄甲船事宜（鉄甲船を籌弁するの事宜）（東洋は既に海島の国たれば、
 之を防ぐ所以を議せんと欲すれば、必ず船を以て最急と為す。蓋し我が国
 の水師、擾せざる果して彼の国に勝たんとすれば、我が国もし早に海を渡り遠来し
 て肆に擾せざるや、必せり。之を総ぶるに、我が國もし早に海を渡り現成の聲
 固の鉄甲船の東海に覇たるべき者二艘を購辦したれば、陸兵は既に必らずし
 も大いに動を勞わすを為さずして、日人は未だ嘗て一刻も敢えて賠項の請
 あらざるなり）
 ○中東俱待確音（中東、俱に確音を待つ）
 ○福建設立電線統聞（福建に電線を設立するの統聞）（該公司、既に明約の
 擬るべきあれば、故に敢えて停止せず）

一八七四年十一月九日（同治十三年十月初一日）
 ◎喜息兵論（兵を息むるを喜ぶの論）（それ此己が見を扭執して無窮の患
 に墮ちんよりは、彼此稍や譲りてその無窮の福を享くるは何如れぞ。願う
 所は、中東兩國此の後に於て此の数月の嫌隙を將って皆之を度外に置き、
 自ら能く敦睦和好して一年より堅くすべきなり。豈に兩國上下の大慶に
 非ざらんや）
 ○詳述中東和局細情（中東の和局の細情を詳述す）（此の解紛の事は、英國
 欽差威公の九月十八日より從中力めて勸告するに頼りて、方めて克く調処
 和平し、無事に帰するを得るに係る）
 ○通聞館報述和議細情（通聞館、和議の細情を報述す）
 ○東洋俄欽差回滬（東洋の俄欽差、滬に回る）

○中東和局統述へ中東の和局の統述へ中東和を議するの大局は、固より確
に實にして疑いなきに係る。其の俄公使、現に擬して上海より馬大士火船
に乗駕して徑ちに台湾に赴かんとす。

一八七四年十一月十日（同治十三年十月初二日）

○書喜息兵論後へ兵を息むるを喜ぶの論の後に書す。我が皇上：中東兩國
の赤子を以て兵燹の災を罹らしむるに忍びず、諸王大臣、國を体し民を恤
み小忿を以て大局を誤らず、英欽使威公、中より調停し兩國をして兵を罷
め民を息すめしむ。至美至善の挙と謂うべし。是を以て和議既に定り、罷
諸を與論に揆れば、互相に慶賀せざる者あるなく、以て中國已に一の大果
を除くと為す。

○再述中東和議へ中東の和議を再述す。所有る議給せる銀五十万兩の内、
中の十萬兩は確かに以て琉球の殺さるるの難民を撫恤する者にして、此の
款は当即に交付す。

○訳字林報語へ字林報の語を訳す。中國總理衙門の大臣は俄欽使と華曆九
月二十二日に於て簽名して約を立つ。

○長崎島郵書へ該処の民心俱に戦和の局に懸懸たり、日人近ごろまた極力戦
事を籌備す。

一八七四年十一月十一日（同治十三年十月初三日）

○私揆和後情形へ私かに和後の情形を揆る。吾故に李珍大の此の役におけ
るを揆るや、その意中の籌画は始終皆事を多くする者の輕挙妄動に属す。

○俄欽使遊閱砲局へ俄欽使、砲局を遊閱す。

一八七四年十一月十二日（同治十三年十月初四日）

○与友人論台湾善後事宜へ友人と台湾の善後の事宜を論ず。生番は深山に
僻処し、未だ王化を蒙らず。もし此の機会に乗じて版図に収入せざれば、
將來も再び他國の難民を殺食するの事あらば、現に已に琉球の難を被る
の家屬を軫恤するの賞銀十萬兩の例あり、他國の難を被るの家屬は例を援
きて賞銀を撫れまんことを請わん。中國それ照給するや。

○東使赴台（東使、台湾に赴く）

一八七四年十一月十三日（同治十三年十月初五日）
○英提督言旋（英提督、ここに旋る）（鉄公は將に帆を揚げて以て香港に赴き、久しからずして回國せんとす）

一八七四年十一月十四日（同治十三年十月初六日）

◎与友論新報所論事（友と新報の論ずる所の事を論ず）（友曰く、近日日本と兵を構えるの一事の如きは、吾見るに、中國の論者輒ち謂う。日本困窮するは是れその官禄を減じ國債を貸るに見る、遂に空乏の極みたりと謂いて、獨りその台を犯すの以後に、鉄船數艘・輪船十數隻を添買し、西國の槍炮算うるなきを見ず。此れを以て之を觀れば、果して困窮空乏の國にして是の若くする能わんや）
○撫恤東人銀已給（東人を撫恤するの銀は已に給す）

一八七四年十月十六日（同治十三年十月初八日）

○福建消息（台湾の事に因り、福建の釐金は皆已に開辦增收し、商買困を被ること已に極れり）

一八七四年十一月十七日（同治十三年十月初九日）

○中東條約略述（昨ごろ風傳し得たるに、此の約内に共に三款あり。一、一番居る所の地は實に中國の管轄に係り、一切は當に中國より主と作すべし。一、生えて故なくして興成するには非らず。一、中國現に日人に銀五十萬兩を給す）

●○東洋電音（東朝既に大局の和定まるを聞き、甚だ口慶と為す）
○訳字林西報論中東和約事（字林西報に中東和約の事を論ずるを訳す）（日本此の役に於て、國体を損わずして兼ねて榮譽と為すべしと謂うべし）

一八七四年十一月十八日（同治十三年十月初十日）

○ 訳 刺報語へ 刺報の語を訳すへ 揆るに前後の各情節を以てすれば、現に補給する所の費銀五十萬兩はまた多きと為さざるなり

一八七四年十一月二十日 同治十三年十月十二日
○ 訳 長崎西報へ 長崎の西報を訳すへ 一もし僅かに五十萬を以て兵費を賠償するの數と為さば、豈に笑柄に非ざらんや

一八七四年十一月二十一日 同治十三年十月十三日

○ 中東條款へ 一、日本國の此の次辦ずる所は原、民を保するの義舉の爲に起

見したれば、中國は指して是ならずと為さず、二、前次の所有ゆる害に遇

うの難民の家は、中國定らず撫恤銀兩を給すべし

○ 中東會議へ 台番の一事は、現在業に經に英國威大臣兩國と議明し、並びに

本日互いに弁法の文拠を立つ

● 寧友論 台事の後情形及寧波疆防事宜來書へ 寧友より台事の和後の情形及び

寧波疆防の事宜を論じて來るの書へ 李珍大また与に功あるなり、實に天の中國を

須らく此の狂に論じて無札の人の鷗張蠢動するに藉るべし

して武備を勤求して一日も忽にすべからざらしむなり

一八七四年十一月二十三日 同治十三年十月十五日

○ 威公使札飭領事へ 威公使、領事に札飭すへ 我國、中東と夙に通商の好あり、故を以て此の事卒に能く和結に出るは、英人に在りてはまた皆慶幸と

稱すべし。これを以て祈るらくは、飭して議條を將て兩紙をして新報を付

登せしめ、以て英人をして皆悉するを得せしめんことを

○ 西報記在台日兵へ 西報、台に在るの日兵を記すへ 兵士の病故する者共に

一八七四年十一月二十四日 同治十三年十月十六日

○ 八七四年十一月二十四日 同治十三年十月十六日
◎ 書中東條款後へ 中東の條款の後に書すへ 客曰く、今の中東會議の拠は、正に情に合し、理に順うの事たり。更に此に四洲の各國に照会して万国公法に編入し、四洲の各國をして均しく當に此れに違いて行ふべからしむべし。

○ 以後もし他国の人民を虐待する者あらば、また宜しく此の次の約に違ひ、
 難を被るの家屬に銀兩を照給して撫恤すべし。秘魯・金山兩地の中国に
 与わる者の若く、その兩地の土人華民を虐待するも、その便に従うを聴す
 べけんや」
 ○ 京都談論和局（京都、和局を談論す）、「京都既に台湾の事を將つて局を定
 むるの後、大臣の此の事を談論するや、以て是非らずと為す者已に少な
 からざるに属すと相い傳う」

一八七四年十一月二十五日（同治十三年十月十七日）

◎ 論威公勸和中東事（威公、和を中東に勸むるの事を論ず）、「英欽使の威公
 為し、比隣の和を勸めて大局を保全し、嫌を以て睦と化し、譬を以て友と
 皆威公一人の力もて大功を建立す。中外の人、理として当に同に頌声を播
 げ、その大徳を称すべし」
 ● 論中東事勢へ春草吟廬稿（中東の事勢を論ず）、「日本常を變じ俗を亂し
 てより以來、民怨み神恫るは頭に明徴あり。外強中乾の勢い、已に今に見
 る。列國に我が羈縻の邑を侵し、我が貢獻の民を戮す。此れ固より天人共に憤
 り、以て戦うべしとする者なり。然れども列國雄を争いてより以來、老と為す。吾
 唇齒たる者は僅かに此の東源のみ。吾故に以て戦うべからずと謂う」

一八七四年十一月二十六日（同治十三年十月十八日）

◎ 書彙報訊西人論中東事後（彙報に西人の中東の事を論ずるを訊すの後に書
 す）、「難を排し紛を解く者は君子の深心に於て、災を幸いとし禍を樂しむ
 者は小人の常態なり。威公の行う所は究に君子たるを失わず、衆人の論ず
 る所は恐らくは少や小人に渉るなり」
 ● 訊西友致字林報書（西友の字林報に致すの書を訊す）、「此の議定する所の
 者は極めて公道たり」

一八七四年十一月二十七日（同治十三年十月十九日）

◎時務問答へ客の来たりて談ずるあり。中東の事現に和を議すると雖も、
日本に給する五十萬兩を除くの外、また五百萬兩を用いたりと聞く。：
者謂えらく、刻下、日本の事已に完結すと雖も、もし時に及んで預め籌備
を行わず、将来各海口仍然として毫も保固の方なれば、海外の各國は果
してその一に日本の尤に効う者なきを保する能わんや。

一八七四年十一月二十八日（同治十三年十月二十日）
○述東人喜得和音（東人和音を得るを喜ぶを述ぶ）

一八七四年十二月四日（同治十三年十月二十六日）
●西士問談へ選錄香港中外新聞（天津に旅居するの西人、中日の餉を償し
兵を撤するの一節に於て、多く論を致すありて云う。中日の和局成ると雖
も、然れども中国の人心を以て之を論ずれば、償餉の一款は廟堂の決策を
除くの外、その野市に在る者之を聞き、また拊膺長嘆せざるなし）

一八七四年十二月七日（同治十三年十月二十九日）

○俄古坡回日消息（俄古坡、日に回るの消息）
○台湾東兵全撤消息（台湾の東兵は全て撤するの消息）

一八七四年十二月八日（同治十三年十月三十日）

○東洋雜聞（昨ごろ俄古坡欽使十九日に於て回りを日本に至るを録す
るに、彼の都の人士、傳遞觀瞻し、甚だ熱鬧を為す）
○日國戸部帳略（日國の戸部の帳略）（日本の戸部官、現在兵を台湾に用い
るの費を結算す。統計するに、銀元一千萬枚を下らず）

一八七四年十二月十二日（同治十三年十一月初四日）

○神戸來信所述雜聞（神戸よりの來信に述ぶる所の雜聞）（該埠の總督、府
内の各屬僚に札飭して謂う。台湾の役、兵を罷め民を息むるは實に大いに
慶幸すべきの擧たり、と）

一八七四年十二月十五日（同治十三年十一月初七日）

○柳原出京情形（柳原の東京の情形）（東國の柳公使、天顔を覲見するの後に於て、即ち前日二十日に東京したるに、中途に在りて尚お未だ通州に到らざるの時、忽ち華人之を見て憤憤として、隨ちに小石塊を拾いて之を撃ち、その従員の頭を傷つくるあり）

●西報論列日人上廷臣稟帖事（西報、日人の廷臣に稟帖を上るの事を論列す）

●西報論琉球所屬へ選録香港循環日報（西報、琉球の所屬を論ず）（願うに、琉球は兩大の間、此の時究に何國に屬すやは和を議するの時に、當たつて未だ明言するに及ばざるなり。中國、日本に五十萬金を償納し、

その中十萬は琉球の難を被るの家の撫恤するに係る。日本に五十萬金を償納し、

じて琉球に昇うれば、琉球の日本の所屬たるは言わずして、自ずから諭る）

一八七四年十二月十六日（同治十三年十一月初八日）

●西報論台灣海防（西報、台灣の海防を論ず）（刻ごろ聞くに、華官台灣の打狗に相い近き地方に於て、大堡台一座を建築す、と。また誠に當

今の急務たり。然れども中國の海防・江防は豈に此れより重大緊要なる者なきや）

●統論琉球所屬へ琉球の所屬を統論す（願うに、今、日本通國の人より之を言え、琉球を以てその所屬と為して、以て藩服に備えざる者なし。惟だ

外邦の人之を凶籍に按じ、之を流傳に考うれば、實に未だ確拠の尋むべき

あらず）

一八七四年十二月十七日（同治十三年十一月初九日）

●台灣北路生番宜招撫及招商開墾論（客閩蓮塘生稿）（台灣北路の生番は

亟に宜しく招撫し、及び商を招きて開墾すべきの論）

一八七四年十二月十九日（同治十三年十一月十一日）

●書彙報中外時勢論後（彙報の中外時勢論の後に書す）（近ごろ英國、中東兩國の難を排解するを以て、或は英人の好心を以て反つて疑いて陰謀と為

○す者あり）
○日兵將至長崎（日兵、將に長崎に至らんとす）
○長崎報述台湾罷兵事（長崎報、台湾の兵を罷むるの事を述ぶ）
○西報論日人用兵之費（西報、日人の用兵の費を論ず）

一八七四年十二月二十一日（同治十三年十一月十三日）

●記中西各人論琉球事（中西各人の琉球の事を論ずるを記す）（西人、中東和を議し約を立てるの事を論じ、謂いて曰く、前に台湾生番の戕害を被る者は究に琉球の民人に係る。然るに琉球は向來突に中國の外藩の國たり）

一八七四年十二月二十二日（同治十三年十一月十四日）

●喜聞中東和約効凱歌体十八章（中東の和約を聞くを喜び、凱歌体に効うの十八章）

一八七四年十二月二十九日（同治十三年十一月二十一日）

●華兵与生番接仗（華兵、生番と接仗す）
●西報論中國當一變（西報、中國當に一變すべきを論ず）（或は云う、近來日本の兵を台湾に用いるの役、その事大いに中國に裨益するあり。中國

昇平日久しきに因り、防御戰守の道はこれを棄てて講ぜず。日本軍士は三千人に過ぎず、戰艦は十餘艘に過ぎず、而るに中國従りて未だ之と一矢を相い遺さず、卒に和議の成に至り、終に賄を以て結ぶ。或は中國此に於て激勵奮發し、それ大いに興起するの機あらんか）
○東洋雜聞四則（又傳う。俄公使の隨員人等、回朝して日王に覲見す。日王甚だ嘉す）

一八七五年一月一日（同治十三年十一月二十九日）

●論日本亦長於用兵（選錄香港循環日報）（日本また用兵に長ずるを論ず）

一八七五年一月二日（同治十三年十一月二十五日）

●記日本人誇語へ選錄循環日報（日本人の誇語するを記す）（東瀛日報）

その台湾に兵を用いるの一役に於て、紛然として伝説し、揚厲舗張し余力を遺さず。：通国の人壮志を奮揚し手を以て額に加えざるなく、日本使臣哦古坡の此の行は國に於て光ありと謂う。

一八七五年一月五日（同治十三年十一月二十八日）
○東洋各聞へ東洋の台湾に赴くの士兵、病に因り死亡する者六百人を下らず

一八七五年一月十二日（同治十三年十二月五日）

●西人論彙報へ選錄香港華字日報（西人、彙報を論ず）（近ごろ彙報の中西和議の後の事を論ずるの一則を覽るに、論ずる所は未だその意を通融せず、徒に媚を中國官員に獻せんと欲し、諛する者の笑う所と為るを図らず）

一八七五年一月二十三日（同治十三年十二月十五日）

○閩省潘方伯來申（閩省の潘方伯、申に來る）（日兵已に尽數撤歸し、台疆事なきを以て、所以に方伯業に已に仮を請い、前日に於て申に抵る）

一八七五年一月二十四日（同治十三年十二月十六日）

○定海湘勇撤回（定海の湘勇、撤回す）（時に將に歳暮れんとし、日人に在りては固より早に経に師を退けば、定海の弁兵もまた當に餉を発すべし）

一八七五年三月四日（光緒元年一月二十七日）

○台湾土番襲殺官兵（台湾土番、官兵を襲殺す）

一八七五年三月十九日（光緒元年二月十二日）

○台湾官兵被殺情形（台湾官兵の殺さるるの情形）

一八七五年三月二十日（光緒元年二月十三日）

◎論台湾事（台湾の事を論ず）（今、中兵是の如く事を辦ずれば、恐らくは善後の事宜実に成功し難し、：聞くに已に御史の進言するあり、我が朝、台湾を將つて処するに格外の制を以てし、西人の随意に就居して地を買い

鉞を開き業を行ふを准すべし、
 將軍文等奏台地後山急須耕墾請開旧禁摺へ正月二十七日京報へ將軍文等
 台地の後山は急ぎて須らく耕墾すべく、旧禁を開かんことを請うの摺
 大臣沈奏撫番招墾在在需人請飭調員来台片へ大臣沈、番を撫し招きて墾せ
 しめ、在在に人を需め、飭して員を調し台に来らしむるを請わんことを奏
 するの片

一八七五年三月二十六日（光緒元年二月十九日）
 ○日本為琉球索還貢物（日本、琉球の為に貢物を還さんことを索む）

一八七五年三月三十一日（光緒元年二月二十四日）
 ◎論日本向中国索還琉球貢物事（日本、中国に向いて琉球の貢物を還さんこ
 とを索むるを論ず）

一八七五年四月三日（光緒元年二月二十七日）
 ●整頓軍政へ選録香港中外新報（軍政を整頓せよ）

一八七五年四月五日（光緒元年二月二十九日）
 ○華客与日本人毆門（華客、日本人と毆門す）（日本、去年の台湾の一役に、
 その軍士の王事に没する者を以て、原より定めて今月十五日に在りて礼を
 挙げて哀を示す。：事已に完るに就きて、日人忽ち寄居の華人多名と互相
 に門毆す）

一八七五年四月六日（光緒元年三月初一日）
 ○台湾近日情形（台湾の近日の情形）（前次の官軍の害を被る者、その実数

○華民欲徙入台湾（華民、台湾に徙入せんと欲す）

一八七五年四月七日（光緒元年三月二日）
 ○福州消息（閩撫の王中丞、生番の官軍を戕害するを聞き、現に將に移節し

て台に赴かんとすと云う)

一八七五年四月十七日(光緒元年三月十二日)
○生番拒敵官軍情形(生番の官軍を拒敵するの情形)

一八七五年四月二十二日(光緒元年三月十七日)
○台湾消息(近来、官軍と生番交戦し、官軍の勢、頗る不利と謂う)

一八七五年四月二十七日(光緒元年三月二十二日)
○台湾消息(中国、生番を懲服せん欲するも甚だ棘手するに似たり)

一八七五年四月三十日(光緒元年三月二十五日)
◎論台湾近事(台湾の近事を論ず)(今や王中丞移節して台に駐し、沈と公
同に善後の諸務を辦ず)

一八七五年五月十日(光緒元年四月六日)

◎論中国新設砲台(中国砲台を新設するを論ず)(台湾の事出てより以来、
本国経に大いに志を致し、南京以下吳淞以上の沿江・沿海の各砲台は新に
従り整頓し大いに添設を為す)

○福州発兵赴台(福州より兵を發して台に赴く)
○琉球使人來華(琉球の使人、華に來る)

一八七五年五月十二日(光緒元年四月八日)

○嗣君告立(嗣君、立を告ぐ)(去年、日本は台湾の生番の事の為に、意謂
えらく、已に琉球を臣服せしむれば、遂に琉球修貢の一事に於て、竟に遣
使して詰問するに至るも、猶お之を土耳其王の心のごとくせざらんや、と)

一八七五年五月十七日(光緒元年四月十三日)
○台湾消息(閩省の官軍、海島の北に於て生番と交鋒し、生番経に敗れ去る)

一八七五年五月二十一日（光緒元年四月十七日）
○台湾瑣聞（福州現に福寧鎮の宋公を調して台を過ぎり軍務を幫辦せしむ）

一八七五年六月八日（光緒元年五月初五日）

○雜聞二則（日本の琉球に於ける、去年の台湾の一役より、竟に視て臣屬と為すの意あり）

一八七五年六月十日（光緒元年五月初七日）

○福建台湾消息（該処の官兵、近ごろ生番と接仗するの事あり）

一八七五年六月十九日（光緒元年五月十六日）

●訳論台湾善後事（台湾の善後の事を論ずるを訳す）（此の処の各番人は較や和順たり。去年曾て経に和を官兵に求む。故を以て想うに、此の処の行事は難なし）

一八七五年六月二十三日（光緒元年五月二十日）

○台湾軍情（該処駐紮の官兵は四月十六日に於て獅社生番と交戦し勝を獲る）

一八七五年七月二十日（光緒元年六月十八日）

○閩省消息（近ごろ相い傳うるに、中國と日本、意尚お未だ合せざる者あり、大抵琉球の事に因ると云う）

一八七五年七月二十四日（光緒元年六月二十二日）

○台湾消息（駐台の官軍、生番地方を攻打し、現に已に獅頭社を攻克す）

一八七五年七月二十七日（光緒元年六月二十五日）

○台湾軍事詳記（淮軍撤回して、先に四營の滬に到るあり、並びに該營の兵丁に詢い、台事の大略を得て、昨ごろ已に刊報せり）

一八七五年七月二十八日（光緒元年六月二十六日）

● 論字林西報新説へ高麗漫士李定猷述へ字林西報の新説を論ずへ中国の
 船を造り砲を造るが如きは、十年に及び、久しからずと為さず。乃るに
 年、東洋の兵一たび来る時、何ぞ新製の兵船・蘇閩二省の二十餘隻を調
 斉して一斉に台湾に到らざるや。即ち打仗せざるも威を示すべし。乃るに
 未だ一人として此の項の輪船用べしと提起する者あるを聞かず。樟腦
 台湾善後議へ台湾の善後の末議へ台湾の地は海内に居り、産する所の物
 他、木材・糖・煤の各物あり、且つその地は海内に居り、産する所の物
 此れより動出売すの便にして、原より地利と為すべし。故に台湾若し能
 將にその中国要郡の内、列入するを善く以て之を治むるを為さば、勢
 兵船より閩憲に飭行して琉球に赴くを派し、福州新閩紙に謂いて曰く、事
 門より閩憲に飭行して琉球に赴くを派し、福州新閩紙に謂いて曰く、事
 と一

一八七五年七月二十九日へ光緒元年六月二十七日へ

○ 閩撫移鎮台湾論へ閩撫の台湾に移鎮するの論へ愚意うに、提督を移して
 台湾に駐紮せしむるに如かず、果して委任して人を得しむれば、巡撫台
 一律に蕩平するを俟ち、或は竟に台湾道に委して善後の事宜を妥籌せしむ
 るも、また不可なし。幾んど霄壤に同じきに似たり。後
 兵船赴琉球末議へ兵船琉球に赴く末議へ福州新聞、中国兵船の琉球に
 赴く所以に論及するは、蓋し將に貢を索むるの意あるべし。

一八七五年九月四日へ光緒元年八月初五日へ

○ 台疆近聞へ官軍尚お手を得難しと云うへ

一八七五年九月十四日へ光緒元年八月十五日へ
 ○ 普國請該台湾へ普國、台湾を譲らんことを請うへ

一八七四年五月十九日（同治十三年四月四日）
●台湾番社風俗考五（鳳山一県には更に所謂生番なる者あり）

一八七四年五月二十日（同治十三年四月五日）
○附述東洋事（東洋の事を附述す）（東洋軍を収むるの消息は、人をして疑

●信参半せしむる者あり）
●台湾番社風俗考六（番婦は俱に鞦韆を以て戯と為す）

一八七四年五月二十一日（同治十三年四月六日）
●台湾番社風俗考七（鳳山県境に居る所の生番は、一処に止るには非らず）

一八七四年五月二十三日（同治十三年四月八日）
◎論日本往勤台湾生番（日本赴きて台湾生番を勤するを論ず）（日本寧んぞ
生番の台湾に在る、化外の頑民たりと雖も、然れども台湾の一隅は固より
我が國の疆土たるを知らざらんや。問罪の師は勢い越俎し難し。乃るに毅
然として之を行わんと意うは、隣の誼を尽す所以には非ざるなり）

一八七四年五月二十八日（同治十三年四月十三日）
●台湾番社風俗考八（諸羅県の南には共に八社あり）

一八七四年五月二十九日（同治十三年四月十四日）
○日本消息（鉄甲火船、：同治十三年四月十四日）
○以て甲兵を載せ、糧を運び、往きて台湾を伐たんとす。：將に之を

○「有一火船為日本所購、一火船、日本の購う所と為るあり、（日報に云

○「倭服するに在るのみならず、且つその地を併吞せんと欲す、ただに台湾を
○「英國礮船由台湾回上海」（英國の礮船、台湾より上海に回る）

一八七四年五月三十日（同治十三年四月十五日）
○台湾消息（台湾島の北方の華官、極めて震動を為す。福州向に砲艇あるに、何ぞ擬往して海口を守禦せざるや、また疎虞と謂うべし）

一八七四年六月一日（同治十三年四月十七日）
●台湾番社風俗考九（諸羅県の南境に四社あり、俱に生番なり）

一八七四年六月二日（同治十三年四月十八日）
○日本攻台湾消息（日本、台湾を攻めるの消息）（福州日報に云う。日本現に已に兵士五千人を携遣し、往きて台湾を攻む、三月二十七日に於て、岸に抵り舟に泊す、と）

一八七四年六月三日（同治十三年四月十九日）
○日本伐生番消息（日本の生番を伐つるの消息）（現に兵船三艘あり。一は龍番地方に泊す。一は打狗の左右の海外に泊し、已に兵士の岸に登り營を建つるあり）

一八七四年六月四日（同治十三年四月二十日）
◎「時事方棘」（時事方に棘なり）（按ずるに、台湾一島は江浙閩粵の間に介し、泰西諸国の中土に通商する者、久しく已に垂涎す。特、西人の國を立つるや、仁信を以て根底と為し、礼儀を以て維持を為し、決して敢えて端なくして聲を啓かず、乃るに、意わざりき、日本は詞を藉り説を陳べ、以てその覬覦を逞しくするとは、名は生番を勦するも、実は土地を貪る）

○日本進攻生番確耗（日本の生番を進攻するの確耗）（日本人、現に台湾南境の蘭口に泊す。その処は広土平坦にして約六里の遙、一望空闊するあり。○日人此に於て營壘を建築し、久駐の計を為さんと図る）
○統聞日本伐台湾の生番、平地二十里に出で、消息を統聞す（四月初一、初六等の日、台湾の生番、平地二十里に出で、消息を統聞す）（四月初一、初

一八七四年六月六日（同治十三年四月二十二日）

● 閩沈欽使將往台灣論（選錄申報）（沈欽使將に台灣に赴かんとするを聞くの論）

◎ 論日本使臣之言不可信（日本使臣の言は信ずべからざるを論ず）（台灣は我が国の版図たり、生番は我が朝の黎庶たり。日本人貿然として之を誦い、貿然として之を行う。それ睦隣の道に於て、果して未だその合するや否やを知らざるなり）

一八七四年六月八日（同治十三年四月二十四日）

● 台灣番社風俗考十（諸羅縣境の中に、また三大社あり、生番の居る所に隣す）

一八七四年六月九日（同治十三年四月二十五日）

○ 統聞日本伐生番事（日本の生番を伐つの事を統聞す）（日本、生番と接す。但、小や殺傷あり。生番善く鎗を用い、百歩の内に百発百中す。日本人、断じてその境に深く入る能わず）

一八七四年六月十日（同治十三年四月二十六日）

○ 日本伐台灣消息（日本の台灣を伐つの消息）（日本兵士、陸統として台灣に調往するに、皆道を厦門に取る）

一八七四年六月十一日（同治十三年四月二十七日）

○ 台灣兵事統聞（選錄申報）
○ 簡放台灣欽差信息（選錄申報）（台灣に欽差を簡放するの信息）

一八七四年六月十二日（同治十三年四月二十八日）

◎ 論日本伐台灣情形（選錄申報）（台灣の近日交鋒の情形）
○ 台灣近日交鋒情形（選錄申報）（台灣の近日交鋒の情形）
○ 論日本伐台灣生番之難（日本、台灣の生番を伐つの難を論ず）（日本、兵を台灣生番に加う。その理の曲なること甚だしきは固より必ずしも論ぜず。局外の傍觀者は紛紛として議を置き、或はその攻め易きを謂い、或はその

取り難きを謂う

一八七四年六月十三日（同治十三年四月二十九日）

○日本用兵台湾消息（日本の兵を台湾に用うるの消息）（日本、生番と接仗したるに、生番敗北し、各々鳥獸の散ずるが如し。殺さるる者二十六人、日本兵士の死者五人）

一八七四年六月十五日（同治十三年五月二日）

●論東洋近日籌議情形（選錄申報）（東洋、近日籌議するの情形を論ず）

一八七四年六月十六日（同治十三年五月三日）

●台湾番社風俗考十一（彰化県境の東に、錯居して雜処する者、九社あり）

一八七四年六月十八日（同治十三年五月五日）

◎日本不肯撤兵（日本、撤兵を肯んぜず）（説者謂う。日本の往きて台湾を攻むるの師は、固よりその國中の悍兵驕師なり。前ごろ讜然として動を思ひ、務めて高麗を征勦し一に夙恥を洒ぎて以て心を快んと欲す。而してその跋扈奮揚の気は、幾んど制すべからず。是に於て執政者は務めて權宜の姑息の計を為し、以て高麗を伐たずと為し、更にその次を思いて已むなし。その往きて罪を生番に問う、是の挙たるや、実に万国公法と大いに相背戻するを知らず）

●台湾沿革考（頃、西字日報を見るに云う。華人台湾の地を探索すること已に四千年を歴るも、西人博雅を号称するも、何ぞ台湾一隅の掌故に於て茫然とするのみと。西人博雅を号称するも、何ぞ台湾一隅の掌故に於て茫然として未だ知らざるや。四千年の一語、それ笑いを華人に胎さざらんや）

一八七四年六月二十日（同治十三年五月七日）

◎論与日本交兵情形（日本と交兵するの情形を論ず）（台湾は本より中国の版図に属す。日本之を来して遠く離れしむべし。如し或は命に抗して従わざを以て之を折り、日本之をして遠く離れしむべし。如し或は命に抗して従わざ

れば、勢い必ず戦に出るのみ。日本の兵を駆除し之を境外へ出すべし。名正しければ言順う。何ぞ憚りて為さざらんや。中国の台に駐するの兵は現に已に雲集霧沛す。区々たる日本の甲兵三千、何ぞ以て相い当たるに足らん。

○日兵駐台近耗（日兵の台に駐るの近耗）（日本の營中に多く美国人ありて之が主持を為す。故に中国官憲特に美国領事に移文してその示を出して禁止せんことを請う）
●一閩浙制軍与日本軍往来文牘（閩浙制軍と日本軍との往来の文牘）

一八七四年六月二十二日（同治十三年五月九日）
●西字日報論日本伐台之非（西字日報、日本の台を伐つ非を論ず）（万国公法を以て之を論ずれば、台湾は固より中国の版図に隸する者なり。豈に他国の妄りに相い侵犯するを容さんや。日本にして台湾を攻むるは、即ち中国を攻むると異なるなし）

一八七四年六月二十三日（同治十三年五月十日）
●台湾番社風俗考十二（彰化県境にまた六社あり。皆熟番の徭役に供する者なり）

●西字日報論中国保衛台湾名正言順（西字日報、中国の台湾を保衛するは名正しく言順うと論ず）（琉球の賈舶、毀を被り、商人戮に遭うも、中国如し懲辦を為さざれば、また小邦を撫輯する所以には非ざるなり）
●論李制軍籌弁台湾近日情形（選録申報）（李制軍の台湾近日の情形を籌弁するを論ず）

一八七四年六月二十四日（同治十三年五月十一日）
●台湾形勢（台湾の形勢を論ず）（台湾の一隅は風浪險惡にして、水土また頗る相宜しからず。此れ皆生番の居る所の処に於て、尤も甚だしきと為す。日本妄りに兵を用いて以て深入せんことを求むるを思ふは、また愚ならずや）
●議林華書館東洋伐台湾論（選録申報）（林華書館の「東洋台湾を伐つ論」

を議す)

一八七四年六月二十五日(同治十三年五月十二日)

○京師移文備辺(京師移文して辺に備う)(京師の総理衙門より特傳せる消息、粵東に至るを聞くに、須らく兵士を簡練し、辺防を整備すべしと云う)

○「特諭沈葆楨督率兵船緝巡台郡」(特に沈葆楨に諭し兵船を督率して台郡を緝巡せしむ)

○日本在台湾消息(日本の台湾に在るの消息)(日本、兵を増し、罌を益す。現在、軍士已に一萬有餘、皆山麓の間に屯駐す)

一八七四年六月二十六日(同治十三年五月十三日)

○台湾消息(日本の台を侵すの兵、既に登岸して營を結び、遂に直ちに琅瑯社を搗く。志は久踞に在り、師を撤するを肯んぜず)

○福州消息(福州官憲、礮船に傳命し、駛して台湾に赴き事宜を稽察せしむ。乃るに管駕の舟師、指揮を聴かざるあり、辞するに船中の煤炭敷らざるを以てす)

一八七四年六月二十七日(同治十三年五月十四日)

●論東洋伐生番(選錄申報)(東洋の生番を伐つを論ず)

○台湾近日消息(台湾の近日の消息)(台湾現に土番七社あり、已に日本の攻め下す所と為る。土番、傾心輸服し、誓って敢えて式せず)

一八七四年六月二十九日(同治十三年五月十六日)

○訳録福建日報信息(選錄申報)(福建日報の信息进行を訳録す)

●台湾番社風俗考十三(彰化県の中に、更に水連沙二十五社あり、また皆熱

○美欽使查撤台湾助戰人員(選錄申報)(美欽使、台湾の戦を助くる人員を查撤す)

一八七四年六月三十日(同治十三年五月十六日)

○日本覬覦台湾消息（日本人の台湾を覬覦するの消息）（日營の中に在りて謀主と為る者、美国人三人あり、皆己に覬覦を授かる。而して李珍大著にし、て尤も要たり）

○天津消息（総理衙門、特に兵部に諭し、速かに虎符を発して南方の兵士四萬を調し、台湾に馳赴せしむ）

一八七四年七月一日（同治十三年五月十八日）

◎論日本之必可勝（日本の必ず勝つべきを論ず）（日本、兵を台湾に用い、既に生番を殺戮し、猶お徘徊して去らず。我が国家豈に之を度外に置く能わんや。必ず当に辺防を嚴整し、大いに軍政を施して以て我が疆土を固め我が民を保つべし。：戦を好めば必ず亡ぶ、佳兵は不詳なり。吾、日本將に昔日の法人の統と為らんとするを恐る）

●東洋消息（台湾の事、和戦皆未だ確耗あるにあらざ、而れども彼此の戦艦を購買し、火器を售う者、紛然として道に絶えず）

一八七四年七月二日（同治十三年五月十九日）

○日本撤兵消息（日本の撤兵の消息）（日本国王、己に陸軍中將に伝諭し、台を攻むるの師は本國へ撤回し、台に在りて駐留するを許すなからしむ）

一八七四年七月三日（同治十三年五月二十日）

◎書江氏說後（江氏の說の後に書す）（台北の旅人江氏、兩次書を中外新報に致す。若し以て兵端驟かに啓くべからず、和誼終に乘ずべからずと為さば、必勝の券を操る能わざるを深く慮る。一たび戦に出づれば、師を勞し、餉を糜し、各國の駐京の公使に、力めて万国公法を以て勝えざる者あらん。諸國の若く莫しと。是れ何ぞ之を示すに弱を以てするや。停せんことを請うに、此れより歐洲諸國は益々將に我が中國を輕んずるの心あるべし）

●字林日報論台湾事へ選錄申報（字林日報、台湾の事を論ず）

○台湾消息（日本、生番を進攻し、疊、營壘三処を破る。生番の殺さるる者二十八人。日兵の勢いは披猖を極め、屋を焚き人を戮す）
○福州設立電線（福州に電線を設立す）

一八七四年七月四日（同治十三年五月二十一日）

○台湾消息（五月九日、生番と鋒刃相い接してより後、生番は遠く深山に遁れ、形を匿し跡を滅す）
○東船来滬情形（選録申報）（東船の滬に来るの情形）

一八七四年七月六日（同治十三年五月二十三日）

●台湾生番（全台を以て之を計れば、熟番と華人は居る所僅かに三分の一にして、生番の居る所は約三分の二。：華人の地は但多く米を出し、嘗て南偏の省に往きて運販す。生番の地は樟腦・茶葉・煤炭・硫黄・大木多し。故に外人皆之に垂涎す）

一八七四年七月七日（同治十三年五月二十四日）

○生番女子（日本中将、村落を焚焼するの時、一生番の女子を獲る。年僅かに一二齡、即ちに便を以て之を舶載して日本に回る。各人來りて觀る者、道に絡駈たり）

一八七四年七月八日（同治十三年五月二十五日）

○欽使請戰（選録申報）（欽使、戰を請う）
○台湾友人郵傳（選録申報）（台湾の友人よりの郵傳）
◎中外新報論中國後（中外新報の中國を論ずるの後に書す）（昨ごろ、中外新報の論を見るに、中國、事を挙ぐるも成見を破除する能わず、往往に外新報の名を空有してその實なし、議戰・議款の三篇は、利弊を洞囑し、或

は遺すことあるなし。如し和を議するの後に於て、立約の後に於て、言に從う能わば、何ぞ津門の辱あるに至らんや。如し津の立約の後に於て、言に從う能は遺すことあるなし。如し和を議するの後に於て、立約の後に於て、言に從う能

一八七四年七月九日（同治十三年五月二十六日）

◎論鉄甲戦艦（鉄甲戦艦を論ず）（今、苟も日本と兵を交えんには、上は之、速かに鉄甲を購ひ、巧みに水雷を用い、之に次いで最巨の砲を用い、高きより下を撃ち、下は之、船を内港に集め、要害を控扼して以て之を制すべし）

○台湾消息（日本、進みて琅瑤に踞してより後、師をその地に駐し、多く茅寮を結び、久居の計を為す）

○日本消息（東瀛の西字日報、日本に勧めるに、宜しく速かに師を旋すべし、万国公法に違いて兩國の和好に乖くことあるなかれ、と）

●日本有犯万国公法（上海匯報）（日兵は万国公法を犯すあり）（前ごろ、美国の萬昌公司の火船、名は紐約、日本国に在りて業に經に租与せられ兵を載せて台湾に往く、日人に租船する所の美領事、之を聞きて謂う、それ

万国公法を犯す、日人に租船するを准さず、と）

一八七四年七月十一日（同治十三年五月二十八日）

◎紀日本馬高、書を上林日報に致して以て自辨するを觀るに、（今、日本の馬高、書を上海字林日報に致して以て自辨するを觀るに、その説・遁詞は固より必ずしも論ぜず、惟だその言はまた和に出んと欲するのみ、その言に曰く、我、中土に僑寄すること久し、中国の人、特に日本人の心は固より和を以て貴と為すを知らざるのみ、と。中国は非なり、

本人の心は固より和を以て貴と為すを知らざるのみ、と。中国は非なり、

以為らく、此れを以て之を觀れば、殆ど日本は是にして中国は非なり、

○京師津沽近事（京師・津沽の近事）（中国朝廷、沈欽使の奏摺に接到したるに、即ちに鉄甲船二艘を購わんことを請う。業に已にその議に従う）

一八七四年七月十三日（同治十三年五月三十日）

○台湾最近消息（日本台湾に兵を用いるの役は、四月初七より十七日に至る此の十日間に、已に三仗を開く。然れども堂堂の陣、正正の旗には非ず、

生番隊を結び来り觀て突に不意に出て數人を殲戮するのみ）

一八七四年七月十四日(同治十三年六月初一日)
○台湾消息(福州日報に云う。日本の台湾に兵を用いるの役は、将来恐らくは戦争あらんと。西人の打狗よりの郵便至る者に擬るに云う。日人現に師を琅瑤に駐し、營を建てて環守し、久しくその動静を見ず、と)

一八七四年七月十五日(同治十三年六月二日)

○◎当倣西法製造戰艦(当さに西法に倣いて戰艦を製造すべし)
○一兩粵督憲安瀾已駛往台湾(一兩粵督憲の安瀾、已に駛して台湾に往く)
○一招商局船載砲送往台湾(招商局船、砲を載せ送りて台湾へ往く)

一八七四年七月十六日(同治十三年六月三日)

◎論台湾実為中国重鎮(台湾は實に中国の重鎮たるを論ず)(中国の山川は兩幹あり、北は朝鮮・日本に尽き、南は台湾・琉球に尽く。台湾の地は琉球に倍す。北は台湾開闢して二百餘年、丁口蕃衍して二百五十餘萬に至る。而して生熟番は二十分の一に及ばず。台湾一郡はただに海邦の藩籬のみならず、且つ辺民の倉たり)

一八七四年七月十七日(同治十三年六月四日)

○総署移閣へ選録申報

一八七四年七月十八日(同治十三年六月五日)

○東洋購備鉄甲船へ選録申報(東洋、鉄甲船を購い備う)
○東洋陸軍不足待へ選録申報(東洋の陸軍は待むに足らず)
○東洋水師人数へ選録申報(東洋の水師の人数)
○日本近事(日本、選録申報に在りては、已に中国と開仗すと伝聞す)
○一福州最近消息(一日兵、台湾を離れるを肯んぜず、恐らくは兩國釁を構えるの拳將に成らん)

一八七四年七月二十日(同治十三年六月七日)

● 台湾番社考第十四(彰化境中、その西偏に処る者、九社あり)
 ● 論台湾用兵へ選録申報(台湾の用兵を論ず)
 ● 駐英領事出示(粵に駐するの英國領事、示を出す)(如し中國と
 日本、戰事あらば、所有する英人の中國に在りて火船を駕駛する者は、皆辭
 職して帰るべし、任意に逗留するを得るなかれ)

一 八七四年七月二十一日(同治十三年六月八日)

● 論日本侵犯台湾事へ選録申報(日本の台湾を侵犯するの事を論ず)
 ○ 台湾消息(沈欽使行きて琅璠に抵り、親ら日本軍營に至り、西郷中將と酌
 商し、その撤兵を請う)

○ 友人目撃台湾近況(友人の目撃せる台湾の近況)(山陰の沈竹君、台湾よ
 り来る。琅璠一帶より躬親ら閱歴せざるなし。打狗より琅璠に至る、
 生番多く深林密菁の間、伏し、隙を伺いて人を射るを以て、その客民のそ
 の地に耕種する者、出入には皆弓を持ち矢を腰にし、隊を結び群を成す)

○ 天津近事(天津人、皆以為えらく、日本の我が中國を輕慢すること甚だ
 し。誓つて当之と一戰を決すべし。と。京師の王大臣中、和戰兩端を持
 し、見る所自ずから同じからざるあり)

一 八七四年七月二十二日(同治十三年六月九日)

○ 台湾颶風へ選録匯報(東洋第二次の派して台湾に赴くの戰艦、また与に
 船を全うし難く、礁に遇いて沈溺す)

○ 台湾近事(立德火船、その地に至りて擱淺す)

一 八七四年七月二十三日(同治十三年六月十日)

○ 台湾消息(卑南社生番の頭目、己に通事を遣し、我が國の官憲の処に詣り
 て、自ら投誠を願う。官憲特に六品頂戴を賞給す)

○ 統聞台湾消息(台湾の消息を統聞す)(北路十八社の生番も、皆向化帰誠
 して民籍に隸し、賦税を納め徭役に応じること、熟番の例の如くせんこと
 を願う)

を願う)

一八七四年七月二十四日（同治十三年六月十一日）

○「前山陰沈竹君自台湾郡来言」（前に山陰の沈竹君、台湾郡より来りて言

う）「向化之生番」（化に向かうの生番）（今や生番は情に迫らるるをもつて

投誠す）

一八七四年七月二十五日（同治十三年六月十二日）

○日本之謀主被逮（日本の謀主、逮わる）

○美国不准属民偏助日本（美国、属民の日本を偏助するを准さず）

○「天津兵士敵愾同心」（天津の兵士、敵愾同心す）（天津の兵士、日本の

台境を侵犯するを聞き、敵愾同仇して以て一戦を決せんと思わざるなし）

一八七四年七月二十七日（同治十三年六月十四日）

●日本厦門領事移文（日本の厦門領事、移文す）（我が中將辭を奉じて罪を

伐つも、原より撫綏を事とし、誅戮を行わず。彼の社の衆、争いて營門を

叩き、競いて剖断を求む）

○「西字日報云」（西字日報に云う）（日本、兵を台湾に用い、久しく留り

て去らず、それ中国と蓋岌として將に戦わんとするの勢いあり。而して中

○「日兵之駐紮」（日兵の駐紮）（天氣炎を以て、兵士多く熱病を患う）

一八七四年七月二十八日（同治十三年六月十五日）

◎論鉄甲艦之足恃（鉄甲艦は恃むに足らずと論ず）（頃、報を閱るに、雲

間生、日本の鉄甲艦は恃むに足らずと論ずるを見る。彼、日本の鉄甲

は恃むに足らざるも、欧州の鉄甲は固より恃むべきあるを知らず）

○「詛言閩浙制軍向西国貸銀」（閩浙制軍は西国に向いて銀を貸ると詛言す）

○「召募勇丁」（勇丁を召募す）（閩くに、粵垣に在りて人の勇丁数千人を

郷の猛士、多く勇躍募に赴く者あり。同仇敵愾の風、此に於て一端を見る

● 西人甲乙論へ日本兵を台湾に用いてより、傍観者懸揣するに、その勢い必ず戦に出るべし。因りて是にその強弱を計り、戦艦を購製し、水師を練習す。えらく、日本は、励精図治し、西法に倣行し、戦艦を購製し、水師を練習す。：中国の若きは、未だ是れあるを聞かず、と」

一八七四年七月二十九日（同治十三年六月十六日）
 ● 台湾番社風俗考十五（番社の淡水庁境中に処る者は、十四社あり）
 ○ 日本消息（西郷中将、台湾に駐營し、並えて撤兵の意なし。現在、飛書して回國せしめ、兵五千を増さんことを請う）」

一八七四年七月三十一日（同治十三年六月十八日）
 ○ 黎召民抵港馳赴台湾（黎召民、港に抵り台湾に馳赴す）

○ 上海西字日報云（上海の西字日報に云う）（華人の礮船、駛して台湾海口に至り、日本の戦艦と相い撞ち、中国の礮船は遮爾沈溺す）

○ 台湾消息（日人現に琅璫を捨て去り、師を撤し旗を返すを肯ずるも、惟だ中国より軍餉一百萬或は五十萬を賠償するを欲す）

○ 福州郵信云（福州よりの郵信に云う）（日人仍お琅璫を離るるを肯んぜず、師を駐して觀望す。志は測り叵きに在り。恐らくは将来終に一戦を免れざるのみ）

一八七四年八月一日（同治十三年六月十九日）
 ○ 友人自台郵信（友人の台よりの郵信）（日本の台を擾す、此れ疥癬の疾に過ぎざるのみ。以て憂いと為すに足らず）

○ 駐港日本領事延聘西人往台湾（港に駐するの日本領事、西人を延聘して台湾へ往く）

○ 台湾近信へ選錄上海匯報（日人師を琅璫に駐し、生番と相い拒む。句を經るも迄に未だ接仗せず。中国官兵、また札を以て相い待つ）

○ 寧波消息（國家、大臣に特命して台湾に馳赴せしむ。寧波、例に按じて當に兵二千人を出すべし）

○ 廷寄至粵（廷寄、粵に至る）（旨もて飭令して預め船艦を備え、用いて以て兵を載せ糧を運ばしめ、命朝に下るを須ちて船夕に行き、稽遲することあるを得るなからしむ）

一 八七四年八月四日（同治十三年六月二十二日）

● 西人論中国当与日本和（西人、中国は当に日本と和すべきを論ず）（西字日報、是れに因りて之を論じて曰く、日本現に和を求めんと欲するも、その使臣の京に入るを准さず、朝廷また大臣を特簡して之と和を議せしめざれば、恐らくは一戦に出るを免れざるべし。若し中国声色を動かさずして之と和する能わば、その傲慢桀厲の氣をして不覚に潜消せしめ、然る後徐ろに以て之を図るも、未だ晚きとは為さざるなり。と。按ずるに、その言、また自ずから見あり。我が国の軍餉を賄補して然る後に和を肯んずるを欲するに至つては、此れ、我が理の未だあらざる所なり）

○ 日本消息（日本現に已に旅を増し師を益し、台湾に馳赴して以て一戦を決せん）

● 読循環日報書後へ選録申報（循環日報を読みて後に書す）

一 八七四年八月五日（同治十三年六月二十三日）

● 一地は野番の固有する所たるも、野番は並えて中国の版図に隸せず）（台湾の間人は林姓義憤（閩人の林姓、義憤す）（閩人の林姓なる者あり。台郡に近き琅璫に住し、賫鉅萬を擁す。日本に来たりて生番を伐ちてより久しければ、已に義憤もて膺を填ぎ、一に當を得て以て朝廷に報せんと欲す）

● 東遊帰客述日本近事へ選録匯報（東遊より帰るの客、日本の近事を述ぶ）

○ 在り。台湾の役に、兵士疊長崎より運糧す。その載回の傷残の兵士は皆長崎に為るに因る）

○ 台湾近事へ選録申報

一八七四年八月六日（同治十三年六月二十四日）
○台湾番社風俗考十六（番民の淡水境中に処る者、また二十七社あり）
○日本新報云（選録匯報）（日本の新報に云う）（広東及び福州の礮船
俱に己に台に到り、専ら沈中丞の調遣を候つ）

一八七四年八月七日（同治十三年六月二十五日）

○台湾至近消息（台湾の至近の消息）（藹廷陳君、黎召民觀察に従い、台湾
に至る。既に厦門に抵り、既に書を德臣西字日報館に致して云う。厦門
は台湾を距ること密迩たれば、時に消息あり。聞くに、日人、兵船を索賠
するを須ちて方めて師を旋すを肯んず。我が國の官憲、五月初八日より始
めて限るに百日を以てし、即ちにそれをして兵を撤して回國し、再び逗留
するなからしめんとす、即ちの兵士は日一日より多し。福建巡撫王補帆中
○福州寧波より福州に至り、即ちに福州より台湾に馳赴し、旋いで即ち仍お
福州に回る）

一八七四年八月八日（同治十三年六月二十六日）

○再書循環日報後（選録申報）（再び循環日報の後に書す）
○台湾消息（閩くに、日人日ならずるの間に於て、將に新兵を遣して台湾に
抵らしめんとす。旧兵琅瑤に駐紮するに、多くは瘴癘に染まり、疾疫を生
ずるを以てなり）

一八七四年八月十日（同治十三年六月二十八日）

○台湾消息（日本、生番を攻勦するの時、四十人も生番の擒獲する所と為る）
○論日本舉事之謬（日本の舉事の謬を論ず）（それ英國に效わんと欲すれば、
必ず先に英國の財力ありて而る後に始めて之を為すべし。今日の富強、そ
れ英の如くする能わんや）
○日本消息（日本官員、船を派して台湾に至り、兵を載せて回國せんと意欲
す。始めるとや勇將虎鬚にして、終るや事蛇尾に同じ）

一八七四年九月五日（同治十三年七月二十五日）へ三〇一卷へ
○大清国事へ台湾信息へ（春の間、日本人四名、台湾東辺の後山岐葉港地方に赴き、碼頭を起こし生意を做さんと欲し、墨西哥国人の卑魯剥船を雇いて前往するあり）

一八七四年九月十九日（同治十三年八月九日）へ三〇三卷へ

○中国台湾生番前与美国立約條款（中国の台湾生番の前に美国と約を立つるの條款へ（美国人の碧徳靈、深く生番の境中に入り、生番の頭目と約を結び盟を定む）

●中国総理衙門二次致日本文書（中国総理衙門より二次日本に致すの文書へ（本衙門、海疆大臣の文報鮮びに各国の駐京の欽差と面談の言に接し得たるに、皆貴国の兵台湾に発すと謂う。実に本衙門の意料の外に出る）
●訳日本回文（日本の回文を訳す）へ（去年、本衙門の派する所の瑣意西馬公使、貴国総理衙門に赴き、各事を面商し、来函提及するは、實に之あるに属す）

一八七四年九月二十六日（同治十三年八月十六日）へ三〇四卷へ

○東洋欽使至京（東洋の欽使、京に至る）
○輪船局吳道台回滬見台湾情形（輪船局の吳道台、滬に回り、台湾の情形を見る）へ（随去の人の云うを聞くに、台湾に駐する所の日兵は、二千の數に過ぎず、中国の大軍は營寨相對し、頗る安靜たり）
○大日本国事へ日本備兵欲犯天津之意（大日本国の手——日本、兵を備えて天津を犯さんとするの意）

一八七四年十月十日（同治十三年九月一日）へ三〇六卷へ
○中東議和消息（中東の和を議するの消息）へ（説に拠るに、倭欽差と総理衙門の議論並びに來往の文件、辞意謙和なり。所以に、その両国兵戦の事なきに似たりと論ず）

一八七四年十月十七日（同治十三年九月八日）へ三〇七卷
に中国日本信息（前報に論ずる所、中国・日本、北京に在りて和を議し、已に戦事なし。惟だ現在尚お確音なく、中国預め備うるを見る）

一八七四年十月二十四日（同治十三年九月十五日）へ三〇八卷

○北京無実信（北京、実信なし）
○美国輪船到滬伝来東洋信息（美国の輪船滬に到り、東洋の情報を伝来す）
○日本と中国の兵戦の事は、已に論議を罷め、撤兵並びに中国賠銀の説を定むと作す。繼いで次日に至り、また前論と大いに相い廻別す）

一八七四年十月三十一日（同治十三年九月二十二日）へ三〇九卷

○東洋籌商信息（東洋の籌商の信息）（京都の伝聞を述ぶるに、中東和戦の大局を商議するも、尚お兩つながら可とするの間に在り、恐らくは必ずその旧好を修めて兵戒を靖んざること難し）
○公司輪船帶來東洋召集爵官与中国議事並諸事節儉信息（公司の輪船、東洋爵官を召集し、中国と事を議し、並びに諸事節儉するの情報を帶來す）

一八七四年十一月七日（同治十三年九月二十九日）へ三一〇卷

○中東信息（東使の俄古坡、總署と曾て頗る和を失うの形跡を露わす。近日の語は機に投じて復た和好を敦くするを望むべきに似たり）

○日本欽使不日回津（日本の欽使、日ならずして津に回る）

○大日本国事へ長崎増兵（長崎の西字新報に云う。現に長崎は兵二萬を増す。兵は皆少壯の者にして、二十歳より三十歳に至りて止む。と。又云う。前に台湾に赴くの兵、病に因りて回国する者多し。旋いで又兵を遣し

て台に赴かしめ数を補う。と）

○大日本国事へ大日本国的事——廣く輪船を購う（横浜西字新報に云う。東洋國家は新たに輪船兩隻を購う。と。又電報に接したる

に、東洋、現に怡和洋行の輪船を買う。兵庫・長崎を經過し、兵丁長崎に齊集、輪船を多置し以て之が備えを為すを見る。もし中国と和を失い、一た

び確信を聞かば、蜂擁して前駆せんとす。然れどもその意見を窺うに、力を竭して寡防すると雖も仍お和を失わざるを以て上策と為すなり。

一八七四年十一月十四日（同治十三年十月六日）へ三一巻

◎中東和議以成（中東の和議以て成る）（前月二十二日、日本公使、総署の大員と条約を立定す。日本、台湾は中華の属地たるを認定し、中国、日兵の台に駐するは琉球人の為に生番に復仇するの挙を以てし、中国は銀五十萬兩を付するを允す。兵を息め民を安んじるは中外の幸甚なり。本館また欣然として喜色あり）

●台湾番俗瑣記へ選循環日報

一八七四年十一月二十一日（同治十三年十月十三日）へ三一二巻

○俄公使赴台湾（俄公使、台湾に赴く）（俄公使、初三日に於て、本国の輪船に坐して台に赴き、撤兵回国を料理す。此れより中東各々猜疑を釈き、永く和睦を敦くせん）

一八七四年十一月二十八日（同治十三年十月二十日）へ三一三巻

●皂白居士台湾公案辯略へ選中西聞見録二十六号（皂白居士の台湾公案辯略）

○江河北関支銀給日本（江河北関、銀を支して日本に給す）（中東の和議既に成るの後、中朝、銀五十萬兩を給するを允す。先に十萬兩を給し、琉球の難を被る人の眷属を撫恤す。聞くに、已に上海の新関よりその餘の四十萬兩を支給す、と）

○中東罷兵仍修旧好（中東、兵を罷めて仍って旧好を修む）（英國の駐華欽差の威公妥瑪、中より調停し、中国・日本仍って旧好を敦くし、その和を失うを免る）

◎中東會議條款（中東會議の條款）
○大日本國事へ日本駐台兵撤退有期（大日本國の事——日本の台に駐するの兵、撤退に期あり）

一八七四年十二月十二日（同治十三年十一月四日）へ三一五卷

●選録循環日報謂中國有四屬國（循環日報の中國に四屬國ありと謂うを選録す）

○球と曰うなり。高麗と曰うなり。越南と曰うなり。暹羅と曰うなり。琉球と曰うなり。

○大日本國事へ載兵回國（大日本國の事——兵を載せて回國す）、へ函謝威公使（函もて威公使に謝す）、へ安撫華民告示（華民を安撫するの告示）

一八七四年十二月十九日（同治十三年十一月十一日）へ三一六卷

○大日本國事へ台湾用款（大日本國の事——台湾に用いるの款）へ公使哦古坡回國するに、東京の商民、燈を懸け綵を掛けて之を迎え、敬して以て

に、一千萬元なり。又日本の戸部、台湾に在りて用いる所の軍需を結算する

一八七四年十二月二十六日（同治十三年十一月八日）へ三一七卷

○大日本國事へ広設新報館（大日本國の事——廣く新報館を設く）へ横浜西字新報、東京本地の新報を訳して云う。中東の和議既に成り、攻戦の惨

を免るるを得るは、皆英欽差の威公、大いに維持に力むるによる。此の徳、此の恩、當に齒を没するも忘れざるべし、と。近來、長崎・横浜・兵庫

・大阪等の口に、皆新報館を設けたり。西字新報に拠るに云う。東京一処

に行する所の新報、已に三十八館を開く、と

●西報論琉球所屬へ選録循環日報（西報、琉球の所屬を論ず）

●統論琉球所屬（統いて琉球の所屬を論ず）

一八七五年一月二日（同治十三年十一月二十五日）へ三一八卷

●統前選循環日報論琉球國（前に循環日報の琉球國を論ずるを、選するに、続く）

一八七五年一月九日（同治十三年十二月二日）へ三一九卷

○台湾華兵与生番接戰（台湾の華兵、生番と接戰す）

一八七五年一月十六日（同治十三年十二月九日）へ三一九卷へ
○東兵抵横浜（東兵、横浜に抵る）へ台湾より撤回するの兵丁、西曆十二月十八日に於て、船横浜に抵る。称に抛るに、兵丁の死者は六百人を下らず

一八七五年三月六日（光緒元年一月二十九日）
◎論琉球非但属日本（琉球は但に日本に属するのみには非ざるを論ず）（即えその兵を台湾に用いるの挙は、生番を問罪するとも、また此れを以て媚を琉球に行わんと欲する者の若し。：琉球は蓋し中国を以て主と為すなり）

一八七四年五月（同治十三年四月）へ二二二号へ
○日本近事（茲に聞くに、日本、長崎に於て戦船を調集し、兵五千を撓し、將に台湾に有事せんとす、と）

一八七四年六月（同治十三年五月）へ二三号へ
○日本近事（茲に聞くに、日本兵、業に已に台に抵り、府城を距てること遠からず、登岸して禁營し、道を仮りて東山を逾え以て生番を攻めんと欲す、と。地方官、允すや否やは尚お確信なし）
○台湾近事（茲に聞くに、日本の臣衆約三千人、已に台湾の東南口に抵りて禁營し、生番十八族に伝諭して云う。今、問罪せんと欲する所は、惟だ牡丹番一族のみ。：その餘は若し該族を協助せざれば驚懼するを須うるなし、と）

一八七四年七月（同治十三年六月）へ二四号へ
○又日本近事（禁人助戦）（また日本の近事——人の戦を助くを禁ず）（茲に聞くに、日本、台に赴き生番を攻めんとして、徳国の医士を延き、營に隨いて診視せしめんとす。徳国欽差、之を聞きて該医を斥責し、前往するを准さず、と）

一八七四年九月（同治十三年八月）へ二五号

○台湾公案三則（鳳山県の稟に擬るに、五月十五日、山後地方に洋船風に遭

いて撃破せらるるあるを風聞し、兼て丁を派して探査せしめたり。当に商人の

李成忠、日本人名を救出し、兼て便に附して転送回國せしむ。と。：

●上海道衙門に交し、就近に查明し、兵を興して台湾の生番を伐ち、旋いで

台湾公案辦略へ旨白居士へ（日本、兵を興して台湾の生番を伐ち、旋いで

又その地を占拠するに、毎に公法の條例を引きて以てその非を飾る。窃に

思うに、萬国の通例を公法と稱する所以は、その一に大公を乗りて一國之

を私するを得ざるが為めなり。大清中華に於て定鼎するの初は、正に鄭

氏の台湾を以て帰誠するの始めに値り、茲の後、各國は之を認め、華に屬

すると為さざるなし。日本もまた曾て之を認めると雖も、則ち今日之を番

地と視て華に屬さずと為すは、また矛盾に屬す。

一八七四年十二月（同治十三年十一月）へ二八号

○日本近事（日本、台案の了結したるを知るを得て、民間の議論、紛紛とし

て一ならず。手を額にして慶を稱する者あり、悵然として失望する者あり。

一八七五年三月（光緒元年二月）へ三一号

●台湾土番学校考略（竊に思うに、國朝、康熙より以來、台地の土番多くは

已に帰化す。此れに因りて之を觀るに、土番を治めんと欲すれば、當に

教化を先にすべきを見るべし。茲に台地の土番の社学の數目を將つて後

に録す。

一八七五年五月（光緒元年四月）へ三三号

○福州近事（設電線）（福州の近事——電線を設く。）

一八七五年八月（光緒元年七月）へ三六号

○台湾近事（生番異俗）（台湾の近事——生番は俗を異にす）